

鹿角市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

秋田県鹿角市

目 次

第1 基本的な事項	
1 鹿角市の概況	
(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
(2) 過疎の状況	2
(3) 社会経済的発展の方向の概要	3
2 人口及び産業の推移と動向	
(1) 年齢階層別、男女別等から見た人口の推移と今後の見通し	4
(2) 産業構造、各産業別の現況と今後の動向等	7
3 鹿角市行財政の状況	
(1) 行財政の状況	8
(2) 施設整備水準等の現況と動向	9
4 地域の持続的発展の基本方針	10
5 地域の持続的発展のための基本目標	11
6 計画の達成状況の評価に関する事項	12
7 計画期間	12
8 公共施設等総合管理計画等との整合	12
第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
1 現況と問題点	13
2 その対策	14
3 計画	15
4 公共施設等総合管理計画等との整合	16
第3 産業の振興	
1 現況と問題点	17
2 その対策	18
3 計画	20
4 産業振興促進事項	25
5 公共施設等総合管理計画等との整合	25
第4 地域における情報化	
1 現況と問題点	26
2 その対策	26
3 計画	27
4 公共施設等総合管理計画等との整合	27

第5	交通施設の整備、交通手段の確保	
1	現況と問題点	28
2	その対策.....	28
3	計画	29
4	公共施設等総合管理計画等との整合.....	31
第6	生活環境の整備	
1	現況と問題点	32
2	その対策.....	33
3	計画	34
4	公共施設等総合管理計画等との整合.....	38
第7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
1	現況と問題点	39
2	その対策.....	40
3	計画	42
4	公共施設等総合管理計画等との整合.....	46
第8	医療の確保	
1	現況と問題点	47
2	その対策.....	48
3	計画	48
4	公共施設等総合管理計画等との整合.....	50
第9	教育の振興	
1	現況と問題点	51
2	その対策.....	52
3	計画	53
4	公共施設等総合管理計画等との整合.....	54
第10	集落の整備	
1	現況と問題点	55
2	その対策.....	56
3	計画	56
4	公共施設等総合管理計画等との整合.....	57

第1 1	地域文化の振興等	
1	現況と問題点	58
2	その対策.....	58
3	計画	59
4	公共施設等総合管理計画等との整合.....	60
第1 2	再生可能エネルギーの利用の推進	
1	現況と問題点	61
2	その対策.....	61
3	計画	62
4	公共施設等総合管理計画等との整合.....	62
第1 3	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
1	現況と問題点	63
2	その対策.....	63
3	計画	63
4	公共施設等総合管理計画等との整合.....	64
事業計画	(令和8年度～令和12年度)	
	過疎地域持続的発展特別事業分	65

第1 基本的な事項

1 鹿角市の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、北東北3県のほぼ中央となる秋田県の北東部に位置し、東は青森県三戸郡田子町・三戸町・新郷村・岩手県八幡平市に、西は大館市・北秋田市に、南は仙北市に、北は鹿角郡小坂町・青森県十和田市に接している。東西の長さは約20.1km、南北は約52.3kmに及び、面積は707.52km²で秋田県全体の約6.1%を占めている。

地勢的には、秋田県北部を貫流する米代川の最上流にあたり、奥羽山脈中に開かれた鹿角盆地と周囲に連なる山々からなっており、総面積のうち約8割を林野が占める中山間地域である。また、湯瀬、八幡平、大湯をはじめ各地で湧出する温泉や、国立公園に指定されている十和田湖、八幡平の自然環境などの天然資源に恵まれた地である。

気象条件は、内陸部に位置するため、年間を通じて昼夜間の気温の較差が大きく、典型的な盆地型気候である。

本市には、世界文化遺産である大湯環状列石をはじめ、多くの縄文時代の遺跡が存在し、約5～6千年前から人々が住んでいたと推測される。江戸時代に最盛期を迎えた尾去沢鉱山は、当時の経済活動に大きな影響を与えたとされている。明治維新まで南部藩領であったため、古くから岩手県の盛岡地方、青森県の八戸地方との交流が盛んで、県内の他地域とは異なる特有な文化を形成してきた。維新後、盛岡県、九戸県、三戸県、江刺県などを経て、明治4年に秋田県に編入された。昭和47年4月1日に、鹿角郡内の4か町村（花輪町、十和田町、尾去沢町、八幡平村）の合併により誕生し、今日に至っている。

交通面では、東北縦貫自動車道の鹿角八幡平と十和田の2つのインターチェンジにより、盛岡・青森・八戸などの主要都市と約1時間で結ばれる。一般道は東西に走る国道103号、南北に走る282号を軸として、103号からは八戸方面へ104号が、282号からは八幡平、田沢湖方面へ341号がそれぞれ分岐している。また、鉄道と高速バスが大館～盛岡間を運航しており、東北新幹線との連絡が確保されているほか、大館能代空港には東京便が就航している。

経済的には、農業と鉱業が産業の主役を占める時代が長く続いてきたが、その中で中心的な役割を果たしてきた鉱業の衰退は労働人口の大規模な流出をもたらし、本市経済に大きな影響を与えた。その後、企業誘致や商店街近代化の推進、観光拠点づくりによる観光振興、農業構造改革の推進など、各般にわたって積極的に産業施策を進めている。

(2) 過疎の状況

① 人口等の動向

本市は、昭和30年代の高度経済成長期に人口のピークを迎えたが、昭和40年代から50年代にかけて市内及び近隣の鉱山が相次いで閉山したほか、農林業の低迷に伴う農林業離れが進んだことや、雇用の増大をもたらす企業が少ないことなどから、若者の人口流出が進行した。

人口は、昭和30年から令和2年までの間で、60,475人から29,088人に減少し、この間の減少率は51.9%と、過疎の進行は著しい状況である。

② これまでの対策

本市は、これまでの過疎対策において、非過疎地域との格差是正のための基礎的社会資本の整備に重点を置いた対策から、産業振興・生活環境の整備等に重点を置いて定住促進を目指す対策へと徐々に移行してきた。

移住・定住については、民間団体と連携し、地域ぐるみでの受入体制を整えるとともに、「関係人口」に着目し、新たなネットワークの構築を進め、地域との関わりを強化することで拡大を図ってきた。

地域間交流の促進については、国際友好交流都市のほか、東京都葛飾区や武蔵野大学との包括連携協定等を生かした多様な交流活動の実践により、産業や観光面からも地域の活性化を図ってきた。

産業の振興については、工業団地の造成と企業誘致や企業の設備投資支援のほか、市内での起業・創業支援により、新たな仕事づくりを推進してきた。また、基幹産業である農業の生産基盤を整備するとともに、ブランド農畜産物の生産拡大や耕作放棄地の解消対策を進めてきた。観光面の振興については、史跡尾去沢鉱山、鹿角観光ふるさと館、湯の駅おおゆの整備のほか、稼げる観光の確立を目指し、地域DMOとともに、市全体を観光資源として生かした滞在型観光の充実に取り組んできた。

地域情報化については、情報格差の是正や高度情報化時代への対応のため、携帯電話不感地帯の解消やブロードバンドの整備のほか、行政手続きのデジタル化を進めてきた。

交通施設の整備や交通手段の確保については、集落間を結ぶ市道等の整備をはじめ、冬期交通の確保や、生活バス路線の廃止等への対策を講じてきた。

生活環境の整備については、水道水の安定供給に対応するとともに、生活排水処理区域の整備を計画的に進め、快適な居住環境づくりや公共用水域の水質保全に努めてきた。廃棄物処理については、最終処分場や中間処理施設、し尿処理場の整備を実施するとともに、ごみ排出量の減少やリサイクル等についての意識啓発や美化運動の推進に努めてきた。また、過疎化の進行に伴い増加している空き家については、適正管理指導とともに、除却費用の補助による除却を促進してきた。

高齢者福祉については、高齢者の健康づくりや交流のための施設を整備し、長寿社会に対応してきたほか、児童福祉については、保育環境の充実のための保育園や放課後児童クラブ

の整備のほか、結婚・出産・子育てに対する切れ目のない総合的な支援を行い出生率の向上を目指してきた。

医療の確保については、地域中核病院であるかづの厚生病院への支援や、岩手医科大学の寄附講座の開設、医療機関開設資金の支援などによって医師確保対策を講じてきた。

教育の振興については、学校施設の整備・改修、スクールバスの更新、小中学校へのタブレット端末の整備、図書館の改築など、教育環境の充実に努めるとともに、花輪スキー場や総合競技場等の体育施設や文化ホールを含む複合型文化交流拠点施設の整備など、市民が体力増進や交流活動へ気軽に参加できる機会の創出と環境整備を進めてきた。

集落の整備については、コミュニティ活動の拠点となる集会施設の建設や改修のほか、集落支援員を配置し、集落の課題解決に向けた活動に対する支援策を講じてきた。

地域文化の振興については、文化財の保存とともに観光資源としての活用も図りながら、民俗文化の掘り起こしと保存伝承を推進したほか、歴史民俗資料館の整備などを行い、地域文化の学習・保存・継承等を進める環境を整備してきた。

③ 現在の課題と今後の見通し

これまで積極的に過疎対策を進めてきたものの、今後も人口減少に伴う過疎化の進行が予想されている。このため、第7次鹿角市総合計画に掲げる基本理念である「暮らしを守る5つの基本戦略」と「都市経営の視点で攻める3つの経営戦略」を実践し、自立した個性あふれる地域社会を構築して、急激な過疎化の進行を抑制しなければならない。

(3) 社会経済的発展の方向の概要

本市においてはこれまで、鉱業に代わる地域経済の基盤づくりのために、企業誘致や市内企業の経営基盤強化に加え、基幹産業である農業について、農業構造の抜本的改革を推進するための施設整備とその有効活用を促進し、市民所得の向上を図ってきた。

今後は、人口減少下においても地域産業を持続的に発展させるため、DXの推進による労働生産性の向上や、多様な働く機会の創出により労働力の確保を進めるとともに、地域の中心的な担い手への農地集積・集約による大規模経営化の促進や新規就農者の確保・育成を図り、冷涼な気象条件を生かした野菜、花き、果樹や畜産等を組み合わせた複合経営と、かづの北限の桃、かづの牛、淡雪こまちなどの地域特産物や、市場競争力のある農産物の生産拡大・産地化をさらに進めながら、地域全体の所得と活力の向上を図ることとしている。

また、世界文化遺産「大湯環状列石」をはじめとした歴史文化遺産と十和田八幡平国立公園に代表される豊かな自然環境を最大限に活用し、滞在型観光を確立させるとともに、デジタル技術や再生可能エネルギーの活用により、市民サービスの維持と付加価値の高い新産業を創出することで、移住・定住や関係人口の拡大を図り、持続可能な社会経済の発展を目指していく。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 年齢階層別、男女別等から見た人口の推移と今後の見通し

本市の国勢調査における人口は、昭和30年の60,475人をピークに、尾去沢鉱山の退潮により急激に減少を続け、高度経済成長期やバブル経済期には、首都圏等への求職による流出が進んだ。その後も人口減少は進み、令和2年には29,088人まで減少している。

年齢階層別では、生産年齢人口(15歳～64歳)は、戦後の昭和40年まで増加したものの、昭和60年には3万人を割り、平成22年には2万人を割るなど減少傾向が続いている。国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の推計に準拠した人口の見通しでは、令和12年には生産年齢人口が10,739人となり、老年人口(65歳以上)を下回る可能性があることが示されている。年少人口(0歳～14歳)を見ると、昭和30年以降大きく減少しており、「団塊ジュニア世代」が誕生した昭和45年以後も増加に至ることはなく、平成7年には初めて老年人口を下回った。社人研準拠推計による令和22年の推計値は1,120人となり、減少が加速することが示されている。老年人口は、団塊世代が順次老年期に入り、かつ、平均寿命が延びていることなどにより令和2年まで増加を続けてきたが、令和2年の11,843人をピークに減少段階に入っている。

男女別では、平成27年から令和2年の純移動数をみると、男性は25～39歳の転入が大幅に減少し、女性においてもこれまで転入超過を維持してきた25～29歳が転出超過へ転じたことから、若年層の流出が男女ともに増加傾向となっている。また、合計特殊出生率をもとにした母の年齢階級別出生率(女性人口千対)では、35歳から39歳での出生率が上昇しており、出産年齢が高くなっていることがうかがえる。

このほか、本市では未婚率も上昇しており、国が横ばいで推移する中で、令和2年には39.6%に達した。特に、男性の未婚率に歯止めがかからず、令和2年には国・秋田県を上回る48.3%となっている。年齢階級別では、男女とも30歳から34歳で未婚率が上昇しており、晩婚化の進行がうかがえる。また、すべての年齢層で男性の未婚率が女性を上回っており、特に男性の未婚が課題となっている。

人口減少は今後も進行することが予想されるが、本市の人口の現状・課題等を踏まえ、若年者のUIターンの促進による社会減少の抑制、結婚・出産・子育ての支援充実による自然減少の抑制といった目指すべき将来の方向に掲げる施策の実現により、鹿角市人口ビジョン(令和7年8月改訂)では、令和12年時点で23,931人(令和2年比14.9%減)、令和17年時点で21,916人(令和2年比34.2%減)と展望している。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

(単位：人、%)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	59,953		56,591	△5.6	50,346	△11.0	46,822	△7.0	45,615	△2.6
0歳～14歳	20,783		16,776	△19.3	12,572	△25.1	10,595	△15.7	9,710	△8.4
15歳～64歳	36,135		36,322	0.5	33,717	△7.2	31,577	△6.3	30,533	△3.3
うち15歳～29歳(a)	14,512		12,965	△10.7	11,064	△14.7	9,386	△15.2	8,246	△12.1
65歳以上 (b)	3,035		3,493	15.1	4,057	16.1	4,650	14.6	5,372	15.5
(a)/総数 若年者比率	24.2		22.9	—	22.0	—	20.0	—	18.1	—
(b)/総数 高齢者比率	5.1		6.2	—	8.1	—	9.9	—	11.8	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	44,499	△2.4	42,407	△4.7	41,184	△2.9	39,144	△5.0
0歳～14歳	9,175	△5.5	7,700	△16.1	6,453	△16.2	5,366	△16.8
15歳～64歳	28,925	△5.3	27,060	△6.4	25,546	△5.6	23,299	△8.8
うち15歳～29歳(a)	6,651	△19.3	5,820	△12.5	5,712	△1.9	5,399	△5.5
65歳以上 (b)	6,399	19.1	7,647	19.5	9,185	20.1	10,479	14.1
(a)/総数 若年者比率	14.9	—	13.7	—	13.9	—	13.8	—
(b)/総数 高齢者比率	14.4	—	18.0	—	22.3	—	26.8	—

区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	36,753	△6.1	34,473	△6.2	32,038	△7.1	29,088	△9.2
0歳～14歳	4,640	△13.5	3,996	△13.9	3,439	△13.9	2,877	△16.3
15歳～64歳	20,848	△10.5	19,123	△8.3	16,752	△12.3	14,259	△14.9
うち15歳～29歳(a)	4,429	△17.9	3,700	△16.5	3,116	△15.8	2,537	△18.6
65歳以上 (b)	11,265	7.5	11,350	0.8	11,793	3.9	11,843	0.4
(a)/総数 若年者比率	12.1	—	10.7	—	9.7	—	8.7	—
(b)/総数 高齢者比率	30.7	—	32.9	—	36.8	—	40.7	—

表 1 - 1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

(単位：人、%)

区分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	40,343	—	38,224	—	△5.3	35,606	—	△6.8
男	19,136	47.4	18,093	47.3	△5.5	16,717	46.9	△7.6
女	21,207	52.6	20,131	52.7	△5.1	18,889	53.1	△6.2

区分	平成 27 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日			令和 7 年 3 月 31 日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	32,950	—	△7.5	30,086	—	△8.7	26,570	—	△11.7	
男 (外国人住民除く)	15,517	47.1	△7.2	14,224	47.3	△8.3	12,658	47.6	△11.0	
女 (外国人住民除く)	17,433	52.9	△7.7	15,862	52.7	△9.0	13,912	52.4	△12.3	
参考	男 (外国人住民)	26	27.4	—	34	33.3	30.8	129	59.4	279.4
	女 (外国人住民)	69	72.6	—	68	66.7	△1.4	88	40.6	29.4

※平成 24 年の住民基本台帳法の改正により、外国人住民も住民基本台帳の登録対象となったため、平成 26 年以降の欄については、外国人住民を除く人口と外国人住民の人口を記載。

表 1 - 1 (3) 人口の見通し (鹿角市人口ビジョン)

区分		R2 (2020 年)	R7 (2025 年)	R12 (2030 年)	R17 (2035 年)	R22 (2040 年)	R27 (2045 年)	R32 (2050 年)	R37 (2055 年)	R42 (2060 年)	R47 (2065 年)	R52 (2070 年)
社人研 準拠推計	総人口	29,088	25,808	23,105	20,601	18,308	16,194	14,228	12,384	10,689	9,140	7,734
	0~14 歳	2,880	2,171	1,622	1,280	1,121	1,012	904	774	627	492	403
	15~64 歳	14,325	12,267	10,740	9,474	8,031	6,588	5,472	4,718	4,061	3,526	3,024
	65 歳以上	11,883	11,370	10,742	9,847	9,157	8,594	7,853	6,892	6,000	5,122	4,298
市推計 (人口ビジ ョン)	総人口	29,088	26,130	23,931	21,916	20,102	18,452	16,876	15,337	13,881	12,538	11,321
	0~14 歳	2,880	2,247	1,811	1,553	1,517	1,519	1,478	1,356	1,172	985	869
	15~64 歳	14,325	12,490	11,337	10,461	9,370	8,280	7,471	6,999	6,533	6,099	5,599
	65 歳以上	11,883	11,393	10,783	9,902	9,215	8,653	7,927	6,981	6,176	5,454	4,853

(2) 産業構造、各産業別の現況と今後の動向等

人口減と比例して就業者人口も減少してきており、昭和 35 年の 28,294 人から令和 2 年には 14,371 人になり、60 年間で 49.2%減少している。

産業別にみても、令和 2 年は第一次産業 1,776 人 (12.4%)、第二次産業 3,840 人 (26.7%)、第三次産業 8,718 人 (60.7%) となっている。昭和 35 年に 53.3%を占めていた第一次産業は、令和 2 年には 12.4%にまで落ち込み、第一次産業への依存度は低下し、第一次産業の就業人口の減少分が第三次産業に移行した構造となっている。

表 1 - 1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	28,294 人		26,768 人	△5.4%	26,148 人	△2.3%	24,128 人	△7.7%	23,334 人	△3.3%
第一次産業	15,087 人		11,484 人	△23.9%	10,853 人	△5.5%	8,429 人	△22.3%	6,269 人	△25.6%
就業人口比率	53.3%		42.9%	-	41.5%	-	34.9%	-	26.9%	-
第二次産業	5,902 人		6,899 人	16.9%	6,191 人	△10.3%	6,134 人	△0.9%	6,862 人	11.9%
就業人口比率	20.9%		25.8%	-	23.7%	-	25.4%	-	29.4%	-
第三次産業	7,305 人		8,379 人	14.7%	9,080 人	8.4%	9,549 人	5.2%	10,190 人	6.7%
就業人口比率	25.8%		31.3%	-	34.7%	-	39.6%	-	43.7%	-
分類不能	0 人		6 人	-	24 人	300.0%	16 人	△33.3%	13 人	△18.8%
就業人口比率	0.0%		0.0%	-	0.1%	-	0.1%	-	0.1%	-
区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年			
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率		
総数	22,168 人	△5.0%	21,724 人	△2.0%	20,883 人	△3.9%	19,663 人	△5.8%		
第一次産業	5,790 人	△7.6%	4,701 人	△18.8%	3,582 人	△23.8%	3,160 人	△11.8%		
就業人口比率	26.1%	-	21.6%	-	17.2%	-	16.1%	-		
第二次産業	6,272 人	△8.6%	7,048 人	12.4%	6,977 人	△1.0%	6,280 人	△10.0%		
就業人口比率	28.3%	-	32.4%	-	33.4%	-	31.9%	-		
第三次産業	10,093 人	△1.0%	9,967 人	△1.2%	10,322 人	3.6%	10,217 人	△1.0%		
就業人口比率	45.5%	-	45.9%	-	49.4%	-	52.0%	-		
分類不能	13 人	0.0%	8 人	△38.5%	2 人	△75.0%	6 人	200.0%		
就業人口比率	0.1%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-		
区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年			
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率		
総数	17,812 人	△9.4%	16,238 人	△8.8%	15,637 人	△3.7%	14,371 人	△8.1%		
第一次産業	2,777 人	△12.1%	2,208 人	△20.5%	2,035 人	△7.8%	1,776 人	△12.7%		
就業人口比率	15.6%	-	13.6%	-	13.0%	-	12.4%	-		
第二次産業	4,879 人	△22.3%	4,387 人	△10.1%	4,250 人	△3.1%	3,840 人	△9.6%		
就業人口比率	27.4%	-	27.0%	-	27.2%	-	26.7%	-		
第三次産業	10,082 人	△1.3%	9,563 人	△5.1%	9,295 人	△2.8%	8,718 人	△6.2%		
就業人口比率	56.6%	-	58.9%	-	59.4%	-	60.7%	-		
分類不能	74 人	1133.3%	80 人	8.1%	57 人	△28.8%	37 人	△35.1%		
就業人口比率	0.4%	-	0.5%	-	0.4%	-	0.3%	-		

3 鹿角市行財政の状況

(1) 行財政の状況

本市では、行政運営の効率化と円滑化を図るため、昭和 61 年に行政改革大綱を策定して以降、行財政全般にわたる事務事業の見直し等を推進してきた。この間、「行政と市民が同じ視点に立ち、共に行動する」ことを指す「共動」をまちづくりの理念に置くとともに、平成 14 年度からは、行政評価制度を導入し、説明責任の徹底と透明性の向上を図っている。

さらに、平成 16 年に行財政運営基本方針を定め、長期的に持続可能な行財政システムの確立に向けて、より簡素で効率的な行政運営と市民とのパートナーシップによるまちづくりを基本方針とした行政改革を進めてきた。

広域行政については、平成 6 年に広域行政組合を設立しており、ごみ処理や消防業務など広域的な取組が必要とされる行政サービスの安定的かつ効率的な提供に努めている。

本市の令和 2 年度の財政状況は、表1-2 (1) のとおりであるが、歳入総額に占める地方交付税などの依存財源の割合が高く、国の財政事情に大きく左右される状況にある。

一方で少子高齢化の進行により人口は加速度的に減少し、社会保障関連費を中心に財政負担が増加することは避けられないため、今後も補助金や過疎債などの有利な起債等を活用しながら地域活力の向上及び財政構造の改善を図るとともに、将来にわたって持続可能な地域社会を構築するため、より効果的かつ効率的な行財政運営を目指す必要がある。

○一部事務組合

鹿角広域行政組合（常備消防及び救急、ごみ処理、し尿処理、斎場等）

構成団体：鹿角市、小坂町

表 1 - 2 (1) 市財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	18,716,243	18,315,735	23,278,726
一般財源	11,242,888	11,186,496	11,804,358
国庫支出金	2,697,491	2,037,008	5,879,802
都道府県支出金	1,272,291	1,400,606	1,197,747
地方債	1,658,565	1,799,137	1,992,143
うち過疎債	441,000	1,108,800	1,312,400
その他	1,438,208	783,688	2,404,676
歳出総額 B	17,899,058	17,830,861	22,810,149
義務的経費	6,862,674	7,008,373	7,760,924
投資的経費	3,097,447	2,508,856	3,031,571
うち普通建設事業	3,072,160	2,205,052	3,000,441
その他	7,938,937	8,313,632	12,017,654
過疎対策事業費	3,582,588	3,473,951	4,577,592
歳入歳出差引額 C (A-B)	817,185	484,874	468,577
翌年度へ繰越すべき財源 D	291,296	114,786	160,729
実質収支 C-D	525,889	370,088	307,848
財政力指数	0.32	0.32	0.33
公債費負担比率	12.9	12.8	14.4
実質公債費比率	10.8	7.9	8.4
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	86.2	89.1	91.4
将来負担比率	54.7	37.8	52.2
地方債現在高	15,021,937	18,638,079	19,013,189

(2) 施設整備水準等の現況と動向

本市における主要公共施設等の整備状況は、表1-2 (2) のとおりである。

市民生活と密接に関わる市道は、計画的な整備により改良率、舗装率ともに向上してきている。今後は、これまで整備してきた道路施設等の長寿命化を見据えた予防保全型の維持管理により、効率的かつ安全な施設整備を進める必要がある。

生活環境に関しては、市街地を中心に上水道給水区域が拡大され、普及率は着実に上昇しているほか、水洗化率についても、公共下水道及び農業集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の設置助成により着実に上昇している。

医療施設については、鹿角地域の中核病院である「かづの厚生病院」をはじめとする3つの病院と診療所などにより医療サービスが提供されているが、全国的な医師不足を背景に、地域医療は厳しい局面にある。

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

(公共施設状況調査、一般廃棄物処理事業実態調査、道路施設現況調査、水道統計、秋田県林業統計)

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市道					
改良率 (%)	20.2	45.4	49.6	52.9	53.8
舗装率 (%)	22.4	47.6	54.9	58.0	59.2
農道					
延長 (m)	-	-	-	62,381	62,900
耕地 1ha 当たり農道延 (m)	39	12	15	-	-
林道					
延長 (m)	104,649	124,318	125,046	126,157	131,910
林野 1ha 当たり林道延 (m)	12	12	13	-	-
水道普及率 (%)	58.2	61.8	70.7	78.9	86.5
水洗化率 (%)	-	-	12.7	37.4	46.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	18	21	19	16	14

4 地域の持続的発展の基本方針

これまで続いてきた人口減少による過疎化は、若い労働力を減少させ、少子高齢化の流れと相まって地域経済や地域社会に深刻な影響をもたらした。

このため、これまで過疎地域対策関連法に基づき、地域の振興や活性化を図るための様々な対策を講じ、住民福祉・生活環境や、市道の整備等の主要公共施設の整備水準は上昇してきたが、依然として過疎化は収まらず、今後も進行することが予想される。

一方、過疎地域は、食料・水・エネルギーの供給、国土の保全、災害や地球温暖化の防止等のもとより、都市住民へのやすらぎや教育の提供の場として、国民全体の安全で安心な生活を支える重要な公益的機能を有している。

このことから、本市では、豊かな地域資源や地域の特色を生かした様々な施策を積極的に講じて、将来にわたって持続可能な個性あふれる地域社会を構築するため、第7次鹿角市総合計画と整合を図りながら下記の点を基本方針に掲げ、各種持続的発展施策を展開するとともに、地域の担い手の確保や医療の確保等のほか、公共施設等の老朽化、統廃合等の対策にも過疎地域持続的発展特別事業を積極的に活用し、持続可能な地域社会の形成を目指すものである。

【将来都市像】

ふるさとを誇り 未来を拓くまち 鹿角

【将来都市像の実現に向けた基本姿勢】

- ・「守り」と「攻め」の両輪で暮らしの幸福度を高めるまちづくり

本市の産業力をけん引している農業や製造業といった地域産業を振興するとともに、足元の確かな暮らしを守り、挑戦に向けた基盤づくりを進める。また、自然、産業、歴史文化など本市固有の資源が持つ不変の価値を最大限に引き出し、都市の経営力を高める。この両輪をもって、暮らしを守り続けられる持続可能なまちを確立するとともに、ここに集う人や他の地域との交流を進めることで、地域への愛着と誇りあふれるまちを実現する。

- ・「共動」によるまちづくり

地域の様々な活動団体や、企業、学校などがそれぞれの役割や責任の下で、相互の立場を尊重しながら、協力して市政に参画できるよう、必要な情報の共有を図り、多様な主体との連携によるまちづくりを進める。

- ・次代につなぐまちづくり

人口減少対策により人口構造の若返りを図るとともに、地域経済の活性化、地域福祉・健康づくりの推進、快適な環境の確保、災害に対する都市基盤などの整備、教育の質の向上、歴史遺産の継承などに、多様な主体と連携し、横断的・統合的に取り組み、人口が減少する中であっても、市民一人ひとりが、自分らしく幸せを実感し（ウェルビーイング）、未来に希望をもって暮らし続けられる、持続可能な社会システムを構築する。

5 地域の持続的発展のための基本目標

① 人口に関する目標

目標	単位	現状値 (R2-R6)	目標値 (R8-R12)
直近5年間の人口の社会増減の累計	人減	970	285

※第7次鹿角市総合計画 経営戦略1

② 財政力に関する目標

目標	単位	現状値 (R4-R6)	目標値 (R9-R11)
実質公債費比率（直近3年間の平均）	%	8.4	18.0 未満

※第7次鹿角市総合計画 経営戦略3

6 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画については、アウトカムベースの目標値を設定し、毎年度のPDCAサイクルの徹底により、施策及び事業の成果及び効果を検証し、必要に応じて計画内容を見直すこととする。

また、内部評価及び外部評価の結果については、市ホームページに公表し、計画のローリングに活用する。

内部評価：総合計画の体系に基づく行政評価（施策評価、実施計画事業評価）の実施

外部評価：政策アドバイザーによる点検（毎年6月～9月）及び行政評価市民会議による事業の実施状況や成果等の点検（毎年8月～9月）

7 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とする。

8 公共施設等総合管理計画等との整合

鹿角市公共施設等総合管理計画では、公共施設等を市民共有の経営資産と捉え、市全体として最適化を図りつつ、効果的に管理・運営するため、「保有施設総量の縮減」「長寿命化の推進」「民間ノウハウの活用」の3つを基本方針として定めている。

本市における過疎対策としての公共施設の整備等に関しては、この考え方に基づき、新たに公共施設を設置する際の既存ストックの活用や複合施設化、供用する公共施設やインフラ資産の予防的保全や民間活力の活用を基本とする。すなわち本計画に記載された全ての公共施設等の整備は、鹿角市公共施設等総合管理計画等に適合する。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

人口減少の抑制と多様な人材の確保による地域コミュニティの活性化を図るため、移住や定住の促進、関係人口の創出・拡大に取り組む。特に、若者の社会減少が進んでいることが本市の人口問題の根幹であるため、若者が主体的に活躍し、地域に誇りと愛着を持つことができる環境整備に取り組む。

さらに、地域間交流の実施により、新たな文化や情報などに触れる機会を創出するとともに、地域への関わり方を深くすることで、産業をはじめ様々な分野における交流や相互協力を推進し、活気あふれるまちづくりを推進する。

また、スポーツ、特にスキーと駅伝が盛んな地域の特長を生かした地域活性化のため、全国規模の大会開催等による交流人口の拡大や、選手・指導者の育成・強化を行う。

1 現況と問題点

(1) 移住及び定住の促進

移住に関する情報発信や移住体験機会の提供に努めているほか、移住・定住者に寄り添った活動を進める民間団体との連携による受入体制を整備することで一定の成果は上げているが、移住者数の伸びは鈍化している。

市で実施した若者アンケートの結果から、本市に暮らす若者が地域に対し閉塞感やあきらめを感じており、地域の魅力低下や人口流出につながっている現状がうかがえる。このため、次代を担う若者の活躍の場づくりと、若者の意見がまちづくりに反映され、達成感や充足感、成長実感を得ることができる仕組みづくりを進め、移住・定住を促す必要がある。

(2) 地域間交流の促進

本市と包括的連携協力協定を結んでいる東京都葛飾区や学校法人武蔵野大学との間で、自治体間交流や官学連携の取組が拡大してきており、さらなる交流人口の拡大を図りながら地域課題の解決へとつなげる必要がある。また、スキーと駅伝が盛んな地域の特長と整備された競技環境を生かし、スポーツ合宿の誘致や国民スポーツ大会やインカレ、インターハイの冬季大会や十和田八幡平駅伝競走全国大会など、全国規模の大会を数多く開催してきた。これによる交流人口の拡大が経済波及効果を生み出していることから、大会の継続とさらなる拡大が求められる。

(3) 関係人口の創出

人口減少により地域の担い手となる人材の不足が深刻化しているため、地域と多様に関わる「関係人口」の重要性が高まっている。

本市においてはこれまでも、関係人口を「鹿角家」という一つの大きな家族とみなし、「鹿角家」の人々が交流する仕組みを通じて、関係人口の創出と拡大に取り組んできた。

今後は、働き方や住まい方の多様化に伴う二地域居住への関心の高まり等を捉えることで、さらに関係人口を創出し、地域課題の解決や地域を支える担い手となる人材の確保へとつなげていく必要がある。

また、そのためには、これまで以上に地域住民の理解と協力が必要不可欠となることから、受入態勢の整備も重要である。

(4) 人材育成

人口減少と少子高齢化の進行により地域の持続的発展を担う人材の不足が深刻な課題となっている。特に、基幹産業である農業をはじめとした地域産業における後継者不足に加え、地域コミュニティにおいても地域活動を支えるリーダー層の固定化・高齢化が進んでおり、地域の活力低下が懸念されている。

また、本市の強みであるスキーや駅伝をはじめとしたスポーツ分野においても、競技人口の減少に加え、指導者や大会運営の担い手不足が懸念されており、本市が掲げる「スキーと駅伝のまち」を支える人材育成が必要である。

2 その対策

(1) 移住及び定住の促進

地域ぐるみの受入体制によって、移住・定住を促進する。特に若い世代が希望を持って働き生活することができるよう、若者が主体的に活動できる環境整備を進めることでU I ターンを促す。

(2) 地域間交流の促進

国内外の様々な都市や大学等との交流・連携を進め、お互いに発展できる関係性を構築し、往来の活性化による市民とのつながりを創出することで、交流人口の拡大を図る。

また、スキーと駅伝競技が盛んな地域の特長を生かしてスポーツ合宿の誘致や全国規模の大会の開催等で幅広い交流人口の拡大を図るとともに、スポーツを楽しめる環境や資源を活用して、滞留人口の増加による経済波及効果の拡大を図る。

(3) 関係人口の創出

これまでの取組に加え、二地域居住の促進等により関係人口の創出・拡大を進める。関係人口の受入については、地域の関係者とともに関係人口と地域をつなぐ体制の整備に取り組む。

これらの取組を通じて、本市の関係人口が単なる来訪者に留まらず、地域課題の解決や担い手として継続的に地域に関われる環境を整備する。

(4) 人材育成

様々な分野において、地域人材だけでなく、地域外からも意欲のある人材を積極的に受入れ、地域社会の持続的発展を担う人材の確保・育成に幅広く取り組む。

地域の次代を担う若者にスポットをあて、活躍や交流の場づくり、意見が反映される仕組みづくりを行うことで、主体的にまちづくりに関わる地域人材を育成する。また、スキーと駅伝をはじめとしたスポーツが盛んな地域という本市の特長を支える人材の育成・確保を図る。

【対策の目標】

評価指標	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)
秋田県移住定住登録制度を経た移住者数 (累計)	人	—	180
学校や職場以外の人と交流する機会がある若者の割合	%	47.8	58.0
鹿角家の家族 (登録者) 数 (累計)	人	—	500
所縁ある地域等との交流事業参加者数	人	941	1000
スポーツ合宿利用者数 (累計)	人泊	—	14,000

3 計画

事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住促進事業 (ソフト)	市	
		移住情報発信事業 (ソフト)	市	
		移住体験提供事業 (ソフト)	市	
		定住促進事業 (ソフト)	市	
		若者プラットフォーム推進事業 (ソフト)	市・市民	
		若者イベント等開催支援事業 (ソフト)	市民・市民団体等	
	(2) 地域間交流	関係人口交流促進事業 (ソフト)	市	
		関係人口創出推進事業 (ソフト)	市	
		鹿角家 U29 応援事業 (ソフト)	市	
		二地域居住促進事業 (ソフト)	市	
		ふるさと鹿角応援寄附推進事業 (ソフト)	市	
		葛飾区連携交流推進事業 (ソフト)	市	
		食の交流まつり開催事業 (ソフト)	実行委員会	負担金

	都市農村交流事業（ソフト）	実行委員会	負担金
	域学共創事業（ソフト）	市・大学等	補助金
	スポーツ合宿奨励事業（ソフト）	各競技団体等	補助金
	葛飾区スポーツ交流推進事業（ソフト）	市	
	スキー駅伝小中学生大会開催事業（ソフト）	市・実行委員会・各競技団体等	負担金・補助金
	スキー駅伝公認競技会開催事業（ソフト）	市・実行委員会・各競技団体等	補助金
(3) 人材育成	スキー駅伝選手育成強化対策事業（ソフト）	各競技団体等	補助金
	スキー駅伝ジュニア育成事業（ソフト）	市	
	スポーツ指導員等養成事業（ソフト）	スポーツ指導員等	補助金
(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住		
	地域間交流		
	人材育成		
	その他		
	基金積立		
(5) その他			

4 公共施設等総合管理計画等との整合

移住・定住・地域間交流のための施設については、施設類型ごとの管理に関する方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

第3 産業の振興

産業全般にわたって内発的発展を促すことで自走力を強化し、地域産業や生業が地域に根付き、継承されていくことを目指す。併せて、北東北3県の中央に位置する利便性や再生可能エネルギー資源の豊富さ等の優位性を生かし、自県のみならず、隣県も含めた他自治体や各種団体等との連携を各分野で強化し地域経済の成長を図る。

若年層、とりわけ女性の定着を図るため、雇用条件の改善や労働需給のミスマッチを解消するなど、就労支援の充実と職場環境の改善に取り組み、働きやすい環境づくりを進める。また、学び直しの機会の提供や農林業の担い手育成を進め、多様な人材が安心して挑戦できる環境を整える。

農林業においては、地域の特性を生かした農畜産物の高度化、生産基盤整備、新規就農・就業者等の確保・育成を推進するとともに、ブランド化やスマート農業の導入等を通じて、需要に応える魅力と競争力を高める。また、増加する有害鳥獣被害の防止に向けた取組を強化する。

商工業においては、新商品開発や付加価値向上等に意欲的に取り組む事業者や組織等をハード・ソフトの両面から支援するとともに、起業・創業等に対する支援や産業人材の育成・確保に努める。

観光の振興においては、本市の豊かな自然や温泉、世界に誇る歴史文化遺産などの地域資源を最大限に活用し、国内外の認知度を高めながら、地域連携DMOを中心に近隣市町村や事業者、市民と連携することで、訪れる人の「感動」が沸き上がり、受け継がれる観光地域を創出する。

情報通信産業においては、若年層の就業ニーズに沿った企業立地を促進して雇用の場を確保するとともに、地方でも柔軟に働くことができる環境を整備する。

1 現況と問題点

(1) 農林業の振興

① 農業

産地間競争の激化に加え、高齢化や人口減少等を背景に労働力不足が深刻化する中で、多様な担い手の確保や複合型生産構造への転換に向けた取組の一層の強化のほか、ICT等の先端技術を活用した高度化による生産性の向上、拡大等が課題となっている。

また、里山の放置や耕作放棄地の増加により、有害鳥獣の生息域が広がっており、農作物への被害が多発している。

② 林業

林業においては、資源として本格的な活用期を迎えている人工林の適切な利活用を進めるとともに、皆伐後の再生林による森林資源の循環が求められるが、従事者の高齢化と減少が進んでいるため、新規就業者の確保・育成が求められている。また、施業の効率化とコスト削減を図るため、条件不利地の路網整備を進める必要がある。

(2) 商工業の振興

① 商業

商業は、市内外への大型チェーン店の立地、インターネット販売の普及などの環境変化への対応が遅れ、経営者の高齢化もあり事業継続が困難な小規模事業者が増加傾向にあるため、商工会等と連携し、経営基盤の強化や事業承継等を支援するとともに、市場ニーズを捉え、今後の成長が期待できる起業・創業を支援する必要がある。

② 工業

工業は、基盤産業である製造業において1事業所当たりの従業者数や出荷額が上向ってきているが、競争力を高めるためには、さらなる域際収支の改善と高付加価値化が課題となっている。

(3) 観光の振興

本市は、十和田八幡平国立公園をはじめとした豊かな自然や、史跡、温泉、民俗芸能、食文化など豊富な観光資源に恵まれているものの、施設の老朽化や後継者不足など資源の衰退や魅力低下が懸念されているほか、二次交通の利便性にも課題がある。また、観光資源のブランド力の向上や、体験型観光メニューの企画造成及び展開、滞在型観光の取組も強化する必要がある。

加えて、国際的観光地を目指すにあたり、インバウンド誘客のための受入態勢を強化する必要がある。

(4) 情報通信産業の振興

地域における各産業の担い手不足が深刻化する中、ICTを活用した生産性向上や情報発信力の強化、及びそれらを担う専門人材の確保と育成が課題となっている。市内には若者の就業ニーズが高いICT関連の職種が少なく、専門的なスキルを活かせる雇用の場が不足していることが、若者の市外流出や地元定着を阻む要因の一つとなっている。

市では令和3年度に策定した企業誘致戦略において、中高生を対象としたアンケート結果から情報関連産業をメインターゲットに据え、誘致を実現しているものの、若者の多様な働き方への期待や就職ニーズを充足させるまでには至っておらず、引き続き魅力ある雇用の場の創出に向けた環境整備が求められている。また、従業員の多様な働き方のニーズや、ワーケーションを求める首都圏企業への対応も必要となっている。

2 その対策

(1) 農林業の振興

① 農業

「かづの北限の桃」、「かづの牛（日本短角種）」などの地域特産物や、市場競争力のある農産物の生産拡大・産地化を進めるため、地域農業を担う意欲ある経営体や新規就農者の確保に努めるとともに、地域おこし協力隊の活用を進める。また、農業の現場にお

ける労働力の不足を補うため、スマート農業機器導入による省力化・効率化の取組を支援する。

加えて、生産基盤となる農地の集積による生産性の向上とともに、複合経営の一層の推進を図るほか、農村の有する多面的機能を維持する。

農作物への鳥獣被害に対しては、生息管理や緩衝地帯の整備など、有害鳥獣被害の未然防止策の徹底と、被害発生に対する迅速な対応のための体制を強化する。

② 林業

林業においては、林業事業体への集積・集約化と基盤となる路網整備を進めるとともに、森林資源を保全するため、人工林の皆伐後の再造林を促進する。また、林業の成長産業化や鹿角産材のブランド化を進める。加えて、林業分野への就業に対する支援を行う。

(2) 商工業の振興

① 商業

商業においては、消費者の呼び戻しや開拓を図るため、新商品の開発、販路拡大、情報発信等の取組を積極的に行おうとする事業者等を後押しする。小規模事業者の経営持続化の課題に対しては、商業経営の体質強化を図るとともに、若手経営者の活動を支援し起業・創業を促進する。

② 工業

工業においては、基盤産業である製造業に加え、比較優位産業や物流環境の強みを生かした企業立地を促進するとともに、企業の高度化支援や人材の確保など地域産業の成長を支援する。また、産業の競争力向上を図るため、研究開発支援や産業人材の育成を進める。

(3) 観光の振興

市全体を観光資源として宣伝し、観光コンテンツへの関心を高めるほか、市内周遊や近隣地域との移動を支える二次交通の維持・強化に取り組む。観光又はレクリエーションに関する施設や旅館業等の環境整備への支援のほか、観光資源としての文化の最大活用を図り、体験型・滞在型観光の充実を図る。DMOが観光プラットフォームとしての機能を発揮し、デジタルマーケティングやインバウンド向けのプロモーションを展開しながら、国際的観光地としての受入体制づくりを進める。

(4) 情報通信産業の振興

企業誘致戦略に基づき情報関連産業をはじめとした若年者の就職ニーズに沿った企業のさらなる立地促進により、若年者の地元定着につながる雇用の場の確保に努めるとともに、本市の豊かな自然環境の強みを生かし、サテライトオフィスの設置やコワーキング施設の充実によるテレワークやワーケーションなど、地方でも柔軟に働くことができる環境を整備する。

【対策の目標】

評価指標	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)
農業産出額	百万円	9,050 (R5)	12,857
新規就農者・林業新規就業者数 (累計)	人	—	25
製造業付加価値額 (従業者 1 人当たり)	万円	617 (R5)	708
観光消費額 (年間)	百万円	5,767	7,503
起業・創業者数 (累計)	件	—	60
誘致企業・新産業創出数 (累計)	件	—	3

3 計画

事業計画 (令和 8 年度～令和 12 年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	県営ほ場整備事業 毛馬内北部地区、間瀬川地区、 柴内地区、神田地区	県・土地改 良区	負担金・ 補助金
		県営ほ場整備推進事業 (ソフ ト)	土地改良区	補助金
		農業水利施設整備事業 花輪地区、十和田南地区、未広 堰地区	県	負担金
		花輪大堰改修事業	県	負担金
	林業	林内路網整備事業	森林組合等	補助金
		高能率生産団地路網整備事業	県	負担金
	水産業			
	(2) 漁港施設			
	(3) 経営近代化施設			
	農業			
	林業			
	水産業			
(4) 地場産業の振興				
技能修得施設				
試験研究施設				

生産施設			
加工施設			
流通販売施設			
(5) 企業誘致	企業立地促進事業（ソフト）	企業等	補助金
	女性・若者魅力ある企業誘致 環境整備事業	市	
	企業誘致促進事業（ソフト）	市	
(6) 起業の促進	テレワーカー活躍促進事業 （ソフト）	市	
	起業・創業支援事業（ソフト）	起業等を行う者	補助金
(7) 商業			
共同利用施設			
その他			
(8) 情報通信産業			
(9) 観光又はレクリ エーション	観光宣伝推進事業（ソフト）	市	
	国立公園八幡平魅力アップ事 業（ソフト）	市・観光事 業者等	補助金
	十和田八幡平まなび旅創生事 業（ソフト）	旅行代理店	補助金
	食の交流まつり開催事業（ソ フト）	市	
	DMO 活動推進体制強化事業 （ソフト）	DMO	補助金
	観光デジタル・マーケティング 推進事業（ソフト）	市	
	インバウンド受入体制強化事 業（ソフト）	市・DMO・ 旅行代理店・ 観光事業者	補助金
	インバウンドプロモーション 強化事業（ソフト）	市・協議会 等	負担金
(10) 過疎地域持続 的発展特別事業	大湯環状列石環境整備事業	市	
	第1次産業	果樹産地強化事業 ①事業の必要性 桃・りんご・ぶどう等の果樹	農業経営体 補助金

	<p>に取り組む農家の果樹生産量を増加させる必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 経営承継や栽培拡大に係る資機材購入経費に対して補助金を交付する。</p> <p>③事業効果 生産量の増加によって、高収益作物としての生産が拡大していくことから、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>		
	<p>花き周年栽培支援事業</p> <p>①事業の必要性 花きの栽培・出荷に取り組む農業経営体の生産規模を拡大し、農業所得を向上させる必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 シンテツポウユリ、啓翁桜、コギク、トルコギキョウ等の新規、増反に係る取組に対して補助金を交付する。</p> <p>③事業効果 高収益作物の生産が拡大していくことから、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>	農業経営体	補助金
	<p>かづの牛生産振興対策事業</p> <p>①事業の必要性 生産頭数と販売頭数を増加させる必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 繁殖雌牛の購入費用や繁殖雌子牛の自家保留等に対して補助金を交付する。</p> <p>③事業効果</p>	畜産団体・農業経営体	補助金

	生産頭数と販売頭数が増加し、ブランド畜産物の生産が拡大していくことから、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。		
商工業・6次産業化			
情報通信産業			
観光	<p>観光アクセス充実対策事業（ソフト）</p> <p>①事業の必要性 本市へのアクセスと市内観光のための移動手段を維持・確保する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 鉄道・空港の利用促進と二次交通の確保、及び自家用有償旅客運送等市内観光のための移動手段を充実・維持する。</p> <p>③事業効果 本市へのアクセスや市内観光の利便性が向上し、観光客と観光消費額が増加することにより、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>	市	補助金
企業誘致			
その他			
基金積立			
(11) その他	農業経営改善支援事業（ソフト）	市・農業経営体	補助金
	農業経営法人支援事業（ソフト）	農業経営体	補助金
	農地集積促進事業（ソフト）	市・農業経営体	補助金
	農業振興ビジョン策定事業（ソフト）	市・農業経営体等	
	経営所得安定対策推進事業（ソフト）	市・協議会	補助金
	農業生産被害防止対策推進事	農業経営体	補助金

業（ソフト）		
安全米づくり支援事業（ソフト）	市	
新規就農者育成支援事業（ソフト）	新規就農者	補助金
きゅうり生産スマート化推進事業（ソフト）	農業経営体	補助金
かつのブランド魅力発信事業（ソフト）	JA・農業経営体	補助金
スマート農業推進事業（ソフト）	協議会・農業経営体	負担金・補助金
農業支援サービス育成対策事業（ソフト）	企業等	補助金
かつの農業夢プラン応援事業（ソフト）	農業経営体	補助金
有害鳥獣被害防止対策事業（ソフト）	市・鳥獣被害防止対策協議会・狩猟免許取得希望者	補助金
森林経営管理推進事業（ソフト）	市・林業経営体	
林業成長産業化広域連携事業（ソフト）	市・林業経営体	
森林認証推進事業（ソフト）	市	
林業新規就業者育成支援事業（ソフト）	就業希望者・林業経営体	補助金
林業労働安全対策事業（ソフト）	林業経営体	補助金
中山間地域等直接支払交付金事業（ソフト）	自治会等	補助金
多面的機能支払交付金事業（ソフト）	自治会等	補助金
農業用施設維持管理支援事業（ソフト）	自治会等	補助金
森林環境保全直接支援事業（ソフト）	森林組合等	補助金
産業人材育成支援事業（ソフト）	企業等	補助金

	ト)		
	産業人材確保支援事業（ソフト）	企業等	補助金
	外国人材活用支援事業（ソフト）	企業等	補助金
	女性・若者魅力ある企業づくり支援事業（ソフト）	市・企業等	
	スポットワーク活用支援事業（ソフト）	企業等	補助金
	緊急輸送道路等整備促進事業（ソフト）	市・同盟会	負担金
	中小企業 DX 推進事業（ソフト）	市・企業等	補助金
	地元就職促進事業（ソフト）	市・商工会	
	女性若者キャリアアップ支援事業（ソフト）	資格取得希望者	補助金
	エネルギー関連産業支援事業（ソフト）	市	

4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
鹿角市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「2 その対策」及び「3 計画」のとおり

5 公共施設等総合管理計画等との整合

産業系施設については、産業振興のインフラ施設として、生産や販売活動など地域特性による経済の発展に重要な機能を果たしていることから、市内産業などの動向も鑑み更新を検討していく。

観光系施設については、老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設の利用状況や市域全体のバランス、集約の可能性などを勘案し、再配置や廃止を検討する。

また、民営化が可能な施設については、譲渡・貸付等の手法により、民営化を進める。

第4 地域における情報化

人口減少と少子高齢化が進行する中、情報通信技術の活用は、地理的な不利性を克服し、地域の持続的発展を実現するために必要不可欠である。

市民の利便性向上と行政の効率化を図るため、幅広い分野でデジタル技術を積極的に導入・活用するとともに、市民がまちの状況や政策を理解し、関心を持ち、参画できるよう、情報の分かりやすい発信と双方向のコミュニケーションがとれる仕組みづくりを進める。

1 現況と問題点

市内には光ファイバ網がほぼ全域に敷設されており、広大な市域を有する本市においても他地域との情報格差を是正する基盤は整っている。市民サービスの利便性向上や行政効率化に向けたデジタル施策も一定程度進展しているが、地理的な不利を克服し住民生活の利便性を向上させる取組がより一層必要である。

市では様々な地域課題に関するデータを保有しているものの、市民へ情報を届ける仕組みは十分とは言えず、地域の持続的な発展に向け、行政と市民の間で共通の課題認識を形成し、共に取り組めるようにするため、さらに工夫と取組が必要である。

市民の情報収集やコミュニケーション手段が多様化するなかで、デジタル技術の活用が一部の世代に限定されているほか、若者や働く世代など従来の広報手段だけでは十分に情報が届かない層が存在するなど、情報格差のない利用環境を整備する必要がある。

2 その対策

行政手続きや内部事務、行政と市民とのコミュニケーション等を、デジタル技術を活用したものに再構築し、行政の生産性の向上と、住民の移動負担の軽減や利便性の向上を図る。

行政の保有するデータが見える化するとともに、ターゲットに応じた効果的な情報発信に努める。

産業、医療、福祉、教育、交通、災害・防犯対策、難視聴対策、行政の各種手続き等、様々な分野でのさらなる情報通信基盤整備と活用を推進する。

【対策の目標】

評価指標	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)
マイナンバーカード等を用いた申請等の件数割合	%	12.2	24.7
市民アンケートの回答率	%	48.6	55.0

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設 等情報化のための 施設			
	通信用鉄塔施設			
	テレビ放送中継 施設			
	有線テレビジ ョン放送施設			
	告知放送施設			
	防災行政用無線 施設			
	テレビジョン放 送等難視聴解消 のための施設			
	ブロードバンド施設			
	その他の情報化 のための施設			
	その他			
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	情報化			
	デジタル技術活用			
	その他			
	基金積立			
	(3) その他	行政手続等デジタル化推進事業 (ソフト)	市	
		データ活用促進事業 (ソフト)	市	
		行政情報 SNS 発信事業(ソフト)	市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

情報通信基盤については、通信事業者との役割分担により最適な利用環境の維持に努めるとともに、その他社会インフラの普及や利活用の動向などを注視しながら必要な整備を行う。

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

河川、道路、橋りょう等の整備・維持管理を進め、災害に強い道路ネットワークを構築する。

また、地域の移動手段の実態を踏まえ、先端技術も活用しながら、公共交通を利用しやすい環境を整備する。

1 現況と問題点

(1) 市道の整備

これまで整備してきた道路や橋りょうの経年劣化により、集中的な修繕が必要となってきたことから、今後は道路施設の長寿命化を見据えた効果的な修繕対応が必要であるほか、冬期間の円滑な交通を今後も確保するため、持続可能な除雪体制を整備する必要がある。

(2) 公共交通対策

利用者減少によるバス路線の廃止や統合等により、最寄りのバス停から1 km以上離れている公共交通の空白地域があり、これを解消するため、乗合タクシーの導入などを進めている。今後も公共交通の空白地域の増加が懸念されるため、地域の実情に合った交通手段の確保について、地域や交通事業者と一体となり取り組む必要がある。

表2 市道の整備状況（市都市整備課調べ）

令和7年4月1日現在（単位：m、%）

区分	路線数	実延長	舗装延長	舗装率	改良延長	改良率
1級	37	128,830	112,729	87.5	107,594	83.5
2級	35	59,164	57,251	96.8	49,522	83.7
その他	2,090	817,800	426,818	52.2	385,031	47.1
計	2,162	1,005,794	596,799	59.3	542,148	53.9

2 その対策

(1) 市道の整備

交通の安全に配慮し、市民生活に密着した道路施設の計画的な維持、整備に努める。また、冬期交通の安全を確保するため、持続可能な除雪体制を整備するとともに、消融雪設備等の更新を行う。橋りょうについては、損傷が深刻化する前に修繕を実施する予防保全型の計画的維持管理を進め、道路交通の安全性を確保した橋りょう長寿命化と将来の財政負担の軽減を図る。

(2) 公共交通対策

より利用しやすい公共交通網の形成や、交通事業者等への運行費の支援、高齢者等への利用助成等により路線の維持に努める。また、デマンド型交通や民間車両の活用など、地域の実情に応じた多様な輸送資源の検討を進めるとともに、デジタル技術を活用した利便性の向上を図り、持続可能な交通サービス体制を整備する。

【対策の目標】

評価指標	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)
架け替えを含む補修を実施した橋りょう数 (累計)	橋	—	11
市民1人当たりのバス利用回数	回	9.8	9.8
公共交通空白地域 (自治会単位) の割合	%	15.0	13.8

3 計画

事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1) 市町村道			
	道路	道路舗装長寿命化対策事業 花輪小坂線 L=2,000.0m	市	
	橋りょう	橋りょう長寿命化対策事業 桃枝橋 L=15.5m 不動平橋 L=19.5m 岩渡橋 L=32.0m 鶴田橋 L=25.6m 平元小橋 L=3.6m 井戸ノ下橋 L=26.8m 長者久保1号橋 L=18.9m 下屋敷橋 L=21.2m 鷺の巣橋 L=3.5m 笹小屋橋 L=3.9m 遠巻橋1号 L=8.54m	市	
	その他	融雪施設整備事業	市	
		急傾斜地崩壊対策事業	県	負担金
	(2) 農道			
	(3) 林道			
	(4) 漁港関連道			
	(5) 鉄道施設等			
	鉄道施設			
	鉄道車両			
	軌道施設			
	軌道車両			

その他			
(6) 自動車等			
自動車			
雪上車			
(7) 渡船施設			
渡船			
係留施設			
(8) 道路整備機械等			
(9) 過疎地域持続的 発展特別事業			
公共交通			
交通施設維持	<p>道路舗装長寿命化対策事業 (ソフト)</p> <p>①事業の必要性 災害に強いライフライン として安心して使用できる ようにする必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 1級幹線市道である花輪 小坂線の舗装補修工事を実 施する。</p> <p>③事業効果 舗装補修工事によって長 寿命化が図られることで道 路施設を使用する市民等の 安全が確保され、将来にわ たり地域の持続的発展が図 られる。</p>	市	
	<p>橋りょう長寿命化対策事業 (ソフト)</p> <p>①事業の必要性 災害に強いライフライン として安心して使用できる ようにする必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 鹿角市橋りょう長寿命化 修繕計画に基づき、橋りよ</p>	市	

	うの延命化と架替等補修工 事を実施する。 ③事業効果 長寿命化が図られること により、橋りょうを使用す る市民等の安全が確保さ れ、将来にわたり地域の持 続的発展が図られる。		
その他			
基金積立			
(10) その他	地域公共交通確保対策事業 (ソフト)	市・協議会・ 事業者	負担金・ 補助金
	デマンド運行実証事業(ソ フト)	市	
	地域公共交通維持対策事業 (ソフト)	事業者	補助金
	路線バス利用助成事業(ソ フト)	市	
	除雪計画再編事業(ソフト)	市	
	緊急輸送道路等整備促進事 業(ソフト)	市・同盟会	負担金 (再掲)

4 公共施設等総合管理計画等との整合

道路施設の整備については、現況調査に基づき修繕計画を策定した上で、道路施設整備による効果が大きい路線を優先的に整備することを基本として、補修費の平準化を図る。

橋りょうについては、国の道路橋定期点検要領に基づき5年に1度の頻度で点検及び評価を実施するため、最も効率的な点検業務や低コスト化に資する発注方法を見極めながら計画的に進めるとともに、利用状況や劣化・損壊状況、緊急度等の評価結果に基づき、計画的かつ予防的な修繕対策を徹底することにより、全体的な事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、長期的なライフサイクルコストの縮減を図る。

第6 生活環境の整備

暮らしを支える水道水の安定供給維持と生活排水対策、ごみの適正処理と資源リサイクルの推進等により、衛生的で良好な生活環境を確保するとともに、環境に対する意識や行動を促進し、自然環境の保全を図り、快適に過ごせるまちを形成する。

消防・救助・救急体制の強化に加え、お互いに支え合う地域コミュニティを形成し、自助・共助による防災、減災に向けた取組を進める。

住環境整備による安全・安心な住まいづくりを促進するほか、空き家や遊休施設等の適正管理、利活用を推進する。老朽化した公共施設については、あり方を検討し将来的な財政負担の軽減を図る。

消費者被害の防止や、防犯・交通安全対策を推進し、安全で安心な生活環境を整備する。

1 現況と問題点

(1) 上下水道施設の整備

給水人口の減少等により、水需要の大きな伸びが期待できない一方で、施設の老朽化が進んでいる。安全な水の安定供給体制の確保に努めながら、供給を持続するための経済的かつ効率的な設備更新が必要である。

公営の上水道事業給水区域外の地域については自治会等で運営する小規模水道組合等により補われているが、世帯数の減少や高齢化に伴い施設の維持や運営の継続が課題となっている。

下水道施設については、公共下水道と農業集落排水の整備、合併処理浄化槽の活用が進んできたが、水洗化率の更なる向上のため、下水道等への加入促進と合併処理浄化槽の普及が必要である。

(2) 廃棄物処理施設の整備

一人当たりのごみの発生量は減少傾向にあるが、ごみと資源の分別や処理の状況を周知し、一人ひとりのごみ排出マナーや3R意識の更なる向上を図る必要がある。

可燃ごみ焼却施設は平成14年の本稼働から22年が経過し、15年とされる耐用年数を超えており、長寿命化等の対応が必要となっている。

(3) 消防・救急・防災体制の整備

全国的に豪雨や地震など自然災害が頻発化・激甚化してきている。常備消防は広域体制となっており、市域が広範であることから、より迅速な対応と救急体制の充実が求められており、通信指令システムをはじめ、各資機材等の機能向上とデジタル化を進める必要がある。また、地域防災力の向上に欠かせない存在である消防団については、団員の減少と高齢化が顕著であるため、処遇改善等による加入促進や能力向上支援に加え、設備等の再編、装備の充実を図る必要がある。突発的に発生する災害に対して安全装備品等の充実が求められているほか、消防団員を確保、育成する必要がある。

自主防災組織の更なる育成・強化や消防との連携を図るとともに、市民一人ひとりの危機管理意識を醸成する必要がある。

(4) 快適な生活・居住環境の整備

人口減少や高齢化が進行する中で、住環境の利便性向上を図るとともに、脱炭素・省エネに対応した環境に優しい住まいづくりが求められている。

老朽化した市営住宅の長寿命化・集約化を進める必要がある。また、老朽化等により有効活用が困難となっている公共施設等については、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の確保と、より良い景観保全のための取組を進める必要がある。

消費生活センターを開設し、消費者トラブルの防止・解決に努めているが、複雑・多様化しており、相談体制の強化が必要である。また、刑法犯発生件数や交通事故件数は減少傾向にあるものの、未然防止に取り組む必要があるほか、安全・安心な暮らしの確保に向けて引き続き安心して暮らすことができる居住環境を整備する必要がある。

2 その対策

(1) 上下水道施設の整備

「鹿角市水道事業ビジョン」に基づき、老朽管の早期更新等により、上水道の整備を図るとともに、施設等の更新と維持管理を計画的に実施し、安全で良質な水の安定供給に努める。非公営水道については、水の安定的な確保が図られるよう、施設整備費等に対する補助を行う。

生活排水処理施設の整備については、施設の維持管理と下水道接続の促進に取り組む。下水道区域外においては、合併処理浄化槽の設置に対する助成を行い水洗化率の向上に努める。

(2) 廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設の適切な整備・運営と保守管理に努めると同時に、廃棄物等による環境汚染を防止するための対策を継続する。また、環境美化、環境保全活動を一層推進するとともに、廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化への取組を強化する。

可燃ごみ焼却施設の基幹改良を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、ランニングコスト及びCO₂排出量を抑制する。

(3) 消防・救急・防災体制の整備

消防通信指令システムをはじめとした消防施設や消防・救急車両、資機材等の整備を計画的に進め、消防・救急・防災体制の充実強化を図るほか、市民の防災・防火意識の高揚に努める。

消防団については、団員確保や処遇・装備改善を進めるとともに、消防団車両や活動拠点施設、資機材の計画的な更新・整備を図る。

また、防災については、自主防災組織の組織率向上と、活動支援による活性化や組織力

の強化を図るとともに、市地域防災計画に基づき、非常時における拠点の整備、避難路及び避難場所の確保や要援護者への支援、建物の耐震化、人的防災ネットワークの構築等を図り、市民が安全に暮らせるまちづくりを目指す。

(4) 快適な生活・居住環境の整備

住環境の快適性を確保するため、民間住宅については、住環境を向上させ安全で快適な生活を営むことができるよう、耐震化や克雪対策、住環境向上対策、脱炭素化等の住宅改修に対して支援する。また、老朽化が進んでいる市営住宅については、長寿命化計画に基づき、計画的な維持補修と集約化を進め、安全で快適な居住環境の提供に努める。さらに、公共施設についても、老朽化により倒壊や景観の阻害が懸念される場合は、解体を進め、安全で安心な生活環境の確保と景観の保全を図る。

空き家については、所有者等に対して空き家の適切な管理を助言・指導するとともに、除去費の補助など必要な措置や支援を行い、管理不全な状態にある空き家の解消を図るほか、宅地建物データバンクへの登録や利活用の支援などにより有効活用を進める。

消費者相談の体制を強化するとともに、地域や関係機関と連携して犯罪や交通事故防止の活動を推進し、安全に安心して暮らすことができる地域社会をつくる。

【対策の目標】

評価指標	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)
有収率	%	79.8	82.8
水洗化率	%	50.1	56.7
リサイクル率	%	17.9	19.1
119 番映像通報システム活用率	%	—	25.0
市営住宅の入居率	%	66.2	72.4
空き家の解消件数	件	12	17

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1)水道施設			
	上水道	浄水施設等更新整備事業 花輪浄水場、十和田浄水場 尾去沢系配水池、東山配水池 切留平配水池	市	

	老朽管更新事業	市	
	老朽管維持補修（ソフト）	市	
簡易水道			
その他	非公営小規模水道等支援事業（ソフト）	水道組合	補助金
(2)下水処理施設			
公共下水道	管渠整備事業	市	
農村集落排水施設	小豆沢地区農業集落排水統合事業	市	
地域し尿処理施設			
その他	安全安心住まいづくり事業（上下水道加入促進事業）（ソフト）	供用開始区域内住民	補助金
	合併処理浄化槽整備事業（ソフト）	合併処理浄化槽設置者	補助金
(3)廃棄物処理施設			
ごみ処理施設	ごみ処理施設基幹改良事業	広域行政組合	負担金
し尿処理施設			
その他			
(4)火葬場			
(5)消防施設	消防車両等整備事業（広域消防） 高規格救急自動車 1 台 指揮車 1 台 消防署救助工作車Ⅱ型 1 台 消防署水槽付ポンプ車 1 台 消防本部広報車 2 台	広域行政組合	負担金
	消防車両等整備事業（消防団） CD-1 型消防ポンプ自動車 1 台 小型動力ポンプ付積載車 1 台 小型動力ポンプ 3 台	市	
	消防施設整備事業 消防団活動拠点施設整備 2 か所	市	

	消防水利施設整備事業 消火栓 15 基 防火水槽 4 基	市	
	高機能通信指令システム更新事業	広域行政組 合	負担金
(6)公営住宅	市営住宅整備事業	市	
	市営住宅集約化事業	市	
(7)過疎地域持続 的発展特別事業			
生活			
環境	危険老朽空き家除却支援事業 ①事業の必要性 空き家は景観を阻害するばかりで はなく、近隣住民に危険や被害を及 ぼすなど様々な問題を引き起こす要 因となっている。 ②具体的な事業内容 危険老朽空き家の調査を行うとと もに、除却費用の一部を補助する。 ③事業効果 集落内の危険な建物がなくなり、 安全に安心して生活できる環境が確 保されることから、将来にわたり地 域の持続的発展が図られる。	空き家所有 者	補助金
危険施設撤去			
防災・防犯			
その他			
基金積立	公共施設解体基金積立金 ①事業の必要性 老朽化した危険な施設を解体する ことで、安全に安心して生活できる 環境の確保と効率的な行政運営を 図る必要がある。 ②具体的な事業内容 鹿角市公共施設等総合管理計画に 基づき、対象施設を解体するための 基金積立を行う。	市	

	<p>③事業効果</p> <p>財政負担の軽減・平準化を図り、倒壊事故等の恐れがある等、危険な状態にある老朽化不要公共施設を解体・撤去することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境が実現され、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>		
(8)その他	鹿角式循環型社会形成促進事業（ごみ処理費）（ソフト）	広域行政組合	負担金
	資源リサイクル等推進事業（ソフト）	市	
	自主防災組織育成事業（ソフト）	自治会・自主防災組織	補助金
	防災対策啓発事業（ソフト）	市	
	地域防災力向上事業（ソフト）	市	
	避難所機能強化事業（ソフト）	市	
	避難行動要支援者等支援事業（ソフト）	市	
	災害情報ツール活用促進事業（ソフト）	市	
	空き家等適正管理推進事業（ソフト）	市	
	応急手当普及啓発事業（ソフト）	広域行政組合	負担金
	救急救命士等人材育成事業（ソフト）	広域行政組合	負担金
	魅力ある消防団づくり事業（ソフト）	市	
	魅力ある消防団入団促進事業（ソフト）	市	
	安全安心住まいづくり事業（ソフト）	リフォーム実施者	補助金
	快適環境まちづくり支援事業（ソフト）	快適環境まちづくり市民会議	補助金
	不法投棄防止対策事業（ソフト）	市	
	木育推進事業（ソフト）	市	
有害鳥獣被害防止対策事業（ソフト）	市・鳥獣被害防止対策	補助金（再掲）	

		協議会・狩 猟免許取得 希望者	
	急傾斜地崩壊対策事業	県	負担金 (再掲)
	災害被害防止事前伐採事業(ソフト)	市	
	消費者行政強化事業(ソフト)	市	
	消費生活安心啓発事業(ソフト)	市	
	防犯活動推進事業(ソフト)	市	
	交通安全対策推進事業(ソフト)	市	
	交通指導隊運営費(ソフト)	市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

上水道施設については、安定的なライフラインを維持していくために将来的な人口減少や需要減少を念頭においたダウンサイジングを検討しつつ、施設更新を行う。また、大規模災害に備えた施設の耐震化と長寿命化を図るため、修繕履歴の管理による効果的かつ効率的な予防保全を実施する。

下水道施設については、効率的な維持管理を進めるとともに、施設の統合やダウンサイジング等により、施設の最適化を進める。

消防団施設などの防災拠点については、消火用機材の格納のみならず、自然災害など地域防災の活動拠点として、自主防災組織など地域と連携しながら、効率的な整備と維持管理に努める。

公営住宅については、入居率や老朽化等の状況を考慮しながら、住宅の一部廃止や解体を進めることにより、適正な管理戸数の維持・確保を進めるとともに、定期的な点検や予防保全型の修繕を実施することにより、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図る。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

こどもの心豊かで健やかな育ちを支援し、こどもがいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、一人ひとりに合った幸せな生活を送ることができるよう、社会全体で子育て家庭を支える体制を確立する。

また、高齢者が尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができ、何らかの支援が必要になった場合でも、本人が望む限り、住み慣れた家や地域で人生の最期まで生活できる地域づくりを進めるとともに、個性が尊重され、誰もが地域の一員として心豊かに暮らすことができる共生社会の実現を目指す。

1 現況と問題点

(1) 子育て環境の確保

大きな不安や負担を感じることなく、安心して子育てができるように、成長段階に応じた支援をさらに充実させていく必要がある。

就学前の保育料・給食費や第3子以降の子育て支援サービスの無償化等、子育てにかかる経済的負担軽減に取り組んできたが、依然として子育てに対する経済的不安を抱える家庭が多い。また、保育や放課後の支援、一時的な子どもの預かりが必要な家庭に対する援助の必要性が一層高まっているほか、子どもの良質な生育環境の整備や居場所づくりが求められている。

また、不安感や孤立感を抱いている家庭が少なくなく、親同士や地域の人など、身近で気軽に子育ての悩み相談や情報を共有できる環境の整備が必要である。

(2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

本市の令和7年3月31日現在における高齢者比率は42.5%で、4割が高齢者という超高齢社会を迎えており、今後も上昇が見込まれている。高齢者が尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続け、何らかの支援が必要になった場合でも、本人が望む限り住み慣れた地域で最期まで生活できる地域づくりが求められている。

また、高齢者ができるだけ介護に頼らず生き生きと自立した社会生活を送れるよう、介護予防につなげる取組が必要である。

誰もがなりうる認知症に対しては、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らせるよう、地域社会において認知症への理解を深めるとともに、見守りや支援体制をさらに強化する必要がある。

これらを踏まえ、自助・互助・共助・公助における活動を推進し、互いに連携しながら、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立に取り組む必要がある。

(3) 障がい者の保健及び福祉の向上及び増進

障がい者福祉については、障がい者の社会参加を促進するために、関係機関との連携を強化し、相談支援や生活支援等の充実を図って、障がい者が地域の一員として安心して生活できる環境づくりを進める必要がある。併せて、障がい者が経済的に自立し、安定した生活を送るための就労支援も課題である。

また、障がい児については、障がい種別や年齢別等のニーズに応じた支援を提供するため、サービス提供体制や相談支援体制、交流・体験の場の充実を図り、切れ目のない継続的な支援体制の構築を図る必要がある。

(4) 地域等の保健及び福祉の向上及び増進

誰もが健やかに、安心して生活できるまちづくりを推進するため、社会福祉協議会やボランティア団体等の関係機関との連携を一層強化するとともに、市民への総合的な情報の提供と包括的な相談支援体制の更なる充実と災害時の避難支援体制の確立を図る必要がある。

また、地域住民が手を取り合い助け合う地域共生社会の実現を目指すとともに、支援を必要とする方への生活及び就業指導や相談支援体制などの充実を図り、地域での自立生活ができるよう支援体制の構築を図る必要がある。

2 その対策

(1) 子育て環境の確保

「鹿角市こども計画」に基づき、子どもを産み育てやすい環境を整えるとともに、子育てに係る経済的負担の軽減など支援策の継続と拡充に努め、地域全体で子育てを支える体制を構築する。

また、既存施設の機能維持に加え、保育所や学童保育施設の計画的な整備を進めるとともに、安全な遊び場の整備等により、子どもが健やかに成長できる環境の充実に取り組む。

保育サービスについては、乳児保育、延長保育、一時保育、病児・病後児保育等の保育サービス事業の実施を継続するとともに、障がい児保育や途中入園など、多様化する保育需要に対応するための保育体制の充実を図る。

(2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者が元気で健康的な状態を長く保つために、運動を中心とした生涯にわたる健康づくりと介護予防を推進する。支援を必要とする高齢者には、在宅や地域で支えることを中心に、介護保険制度など総合的・効果的なサービスの提供に努め、医療機関等と連携した包括的な在宅ケアの仕組みづくりを行う。

認知症については認知症サポーターの養成を継続するとともに、予防や早期の診断・対応に向けた体制整備を進め、容態に応じた支援を行う。

多様な高齢者福祉ニーズに対応するため、社会福祉法人やNPOとの連携を進め、介護人材等の確保・育成を図りながら、除排雪等の支援を行う。

(3) 障がい者の保健及び福祉の向上及び増進

障がいのある人が地域で安心して暮らせるために、質の高いケアマネジメントを確保し、障がい福祉サービス等の利用を支援するほか、サークル活動やレクリエーション活動を通じて、自立や社会参加に向けた支援の充実を図り、グループホームなど地域生活への移行を目指す。

また、法に基づく障がい福祉サービスの提供に加え、市独自のサービス支援を実施し、経済的負担の軽減を図る。就労支援については、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、個々の特性に配慮した就労支援を行う。

(4) 地域等の保健及び福祉の向上及び増進

社会福祉協議会、民間相談支援機関、医療機関等との連携強化や、重層的支援体制の構築により、市民への各種情報の提供や各種サービスの調整を行い、複合化・複雑化した困難を抱える家族への包括的な相談支援体制の充実を図る。

社会福祉協議会やボランティア団体などの民間福祉活動を推進するとともに、住民同士が助け合える体制の整備と災害時における避難支援体制の充実を支援する。

地域の保健及び福祉向上の拠点である福祉保健センターをはじめとする施設については、必要な支援やニーズに配慮しながら、より効率的、効果的な整備、運営を図る。

【対策の目標】

評価指標	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)
子育てに対する経済的支援の満足度	%	45.1	65.0
仕事と子育てを両立できる環境整備の満足度	%	45.1	65.0
妊婦健診、乳幼児健診の受診率(平均)	%	93.5	95.0
高齢者訪問による実態把握件数	件	3,330	3,500
介護予防拠点数	箇所	43	46
認知症サポーター1人に対する高齢者数	人	1.9	1.3
地域での自立した生活に移行した人数(累計)	人	—	5
就労支援により就職した障がい者数(累計)	人	—	5
各支援機関が連携し様々な課題を抱える人に対応して解決につながった割合(累計)	%	—	30.0

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上	(1)児童福祉施設	屋内遊戯場整備事業	市	
	保育所			
	児童館			
	障害児入所施設			
	(2)認定こども園			
	(3)高齢者福祉施設			
	高齢者生活福祉 センター			
	老人ホーム			
	老人福祉センタ ー			
	その他			
	(4)介護老人保健施 設			
	(5)障害者福祉施設			
	障害者支援施 設			
	地域活動支援 センター			
	福祉ホーム			
	その他			
	(6)母子福祉施設			
	(7)市町村保健セン ター及びこども家 庭センター	こども家庭センター運営事業（ソフト）	市	
	(8)過疎地域持続的 発展特別事業			
	児童福祉			
高齢者・障害 者	高齢者等住宅除排雪支援事業（ソフト） ①事業の必要性 高齢化の進行により、自力で除排雪	ひとり暮らし 高齢者等	補助金	

	<p>することが困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加してきていることから、高齢者が冬期間も安全に安心して生活できるよう地域で支援していく必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 高齢者世帯等に対し、雪下ろしや除排雪に係る費用を支援する。</p> <p>③事業効果 高齢者世帯等の冬期間の生活における安全の確保と不安解消が図られ、住み慣れた地域で生活を送ることができることから、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>		
福祉			
健康づくり			
その他			
基金積立			
(9)その他	妊産婦支援給付事業（ソフト）	市	
	妊産婦支援事業（ソフト）	市	
	乳児家庭全戸訪問事業（ソフト）	市	
	乳幼児支援事業（ソフト）	市	
	5歳児健康診査事業（ソフト）	市	
	むし歯予防推進事業（ソフト）	市	
	タートルマラソン開催事業（ソフト）	市	
	子育て応援リユース事業（ソフト）	市	
	すこやか子育て支援事業（ソフト）	県・市	
	子育てファミリー支援事業（ソフト）	第3子以降養育者	補助金
	ひとり親住宅整備資金貸付事業（ソフト）	市	
	母子家庭等自立支援給付金給付事業（ソフト）	市	
	学校給食費（ソフト）	市	
	子どもの学習・生活支援事業（ソフト）	市	
	ファミリー・サポート・センター運営事業（ソフト）	市	

保育補助者雇上強化事業（ソフト）	民間保育事業者	補助金
病児・病後児保育事業（ソフト）	市	
一時預かり事業（ソフト）	市	
延長保育事業（ソフト）	市	
放課後児童クラブ運営事業（ソフト）	市	
障害児保育事業（ソフト）	市	
児童センター運営事業（ソフト）	市	
乳児等通園支援事業（ソフト）	市	
ひとり親住宅等確保支援事業（ソフト）	市	
親子教室事業（ソフト）	市	
子育て世帯訪問支援事業（ソフト）	市	
子育て短期支援事業（ソフト）	市	
子ども未来センター運営事業（ソフト）	市	
高齢者軽度生活援助事業	ひとり暮らし 高齢者等	補助金
高齢者福祉タクシー事業（ソフト）	市	
家族介護者支援事業（ソフト）	高齢者家族介護者	
介護人材確保推進事業（ソフト）	市	
生活支援体制整備事業（ソフト）	市	
地域包括支援センター運営事業（ソフト）	市	
在宅医療・介護連携推進事業（ソフト）	市	
高齢者エアコン購入費支援事業（ソフト）	市	
高齢者等見守りネットワーク推進事業（ソフト）	市	
会食サービス支援事業（ソフト）	市	
介護予防・生活支援サービス事業（ソフト）	市	
シルバーリハビリ体操指導士養成事業（ソフト）	市	
地域生き生きサロン推進事業（ソフト）	市	
フレイル対策支援事業（ソフト）	市	
認知症初期集中支援推進事業（ソフト）	市	

認知症地域支援・ケア向上事業（ソフト）	市	
認知症高齢者見守り事業（ソフト）	市	
認知症サポーター等養成事業（ソフト）	市	
障がい者福祉タクシー券交付事業（ソフト）	障がい者	補助金
難聴児補聴器購入費助成事業（ソフト）	障がい者 （児）	補助金
人工透析患者通院交通費助成事業（ソフト）	人工透析患者	補助金
障害者住宅整備資金貸付事業（ソフト）	市	
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業（ソフト）	市	
地域生活支援事業（ソフト）	市	
障害者相談支援事業（ソフト）	市	
地域活動支援事業（ソフト）	市	
学びをサポート！共生社会推進事業（ソフト）	市	
障害者自立支援給付事業（就労継続支援）（ソフト）	市	
地域福祉活動支援事業（ソフト）	市	
多機関協働事業（ソフト）	市	
自立相談支援事業（ソフト）	市	
生活困窮者自立支援事業（ソフト）	市	
若者等相談支援事業（ソフト）	市	
権利擁護推進事業（ソフト）	市	
介護支援ボランティア事業（ソフト）	市	
生活援助ボランティア事業（ソフト）	市	
がん検診推進事業（ソフト）	市	
人間ドック等推進事業（ソフト）	市	
特定保健指導事業（ソフト）	市	
特定健康診査事業（ソフト）	市	
若年者健康診査事業（ソフト）	市	
後期高齢者医療保健事業（ソフト）	市	
予防接種事業（ソフト）	市	
医療用補正具購入費助成事業（ソフト）	がん治療した者	補助金

	健康意識啓発事業（ソフト）	市	
	後期高齢者健康推進事業（ソフト）	市	
	生活習慣病重症化予防事業（ソフト）	市	
	こころの健康づくり推進事業（ソフト）	市	
	出会い応援事業（ソフト）	市・婚活者	補助金
	未来結びライフデザイン事業（ソフト）	市	
	結婚サポート推進事業（ソフト）	市・婚活者	補助金
	結婚新生活支援事業（ソフト）	新婚世帯	補助金

4 公共施設等総合管理計画等との整合

子育て施設については、就学前の集団保育の場を確保しつつ、入園者数の地域間格差の解消を図るなど地域特性を考慮しながら、施設の効率的な運用を進める。また、老朽化している施設については、民間施設との配置バランスを踏まえつつ、再編統合の検討対象とすることにより、適正配置を進め、放課後児童クラブについては、待機児童が発生しないよう施設の有効活用を進めるとともに、利用見込み児童数に応じて、民間施設への移行を検討し、民営化が可能な施設については、譲渡・貸付等の手法により民営化を進める。

保健・福祉施設については、民間により同種のサービスが提供されている場合には、行政が担う施設サービスの範囲を見極めつつ、今後のあり方を検討するとともに、必要な支援やニーズに十分配慮しながら、他の公共施設等の有効活用と併せて、より効率的・効果的な施設運営を図る。また、福祉サービスのセンター機能については、経費の節減やより効率的、効果的な施設運営を前提としつつ、福祉の増進や社会参加等の支援を総合的に行うため、保健福祉事業の実施状況等を踏まえ、機能の集約を図る。

第8 医療の確保

安心して受診できる診療体制の維持を図るとともに、近隣地域の医療資源を円滑に利用できるよう、より一層の医療連携により、必要な時に適切な医療を受けられる地域の医療体制を構築する。

1 現況と問題点

鹿角地域の中核病院である「かづの厚生病院」をはじめとする3つの病院と診療所などにより医療サービスが提供されているほか、休日や平日夜間に市民が診療や薬局を利用できる体制を整えている。しかし、地方の医師不足や、人口減少に伴う患者数の減少等を背景に地域医療は大変厳しい局面にある。特に本市においては産科等特定の診療科で市外の医療機関に依存せざるを得ない状況にあり、妊産婦や高齢患者などの医療機関へのアクセス確保も課題となっている。

また、病院とかかりつけ医をはじめとする地域医療機関との機能分担において、より一層の医療連携が求められるとともに、市民の健康を守る医療拠点として、地域中核病院をはじめとする医療機関の医師の確保対策をさらに進める必要があるが、開業医・開業歯科医の高齢化により診療所の減少も懸念されており、これからの地域医療を維持するための、将来を見据え真に必要な医療体制の構築を図る中長期的な医療ビジョンが求められている。

表3 人口10万人当たり医療施設数、人口千人当たり病床数（市福祉総務課調べ）

令和6年10月1日現在

区分		病院			一般診療所	歯科診療所	合計
		一般	精神				
施設数	秋田県	7.1	5.4	1.8	88.5	44.0	139.6
	鹿角市	11.0	11.0	-	58.8	36.7	106.6

区分		病院				一般診療所	歯科診療所	合計
		一般	療養	精神				
病床数	秋田県	15.0	8.8	1.9	4.2	0.6	0.0	15.7
	鹿角市	12.9	7.2	5.6	-	0.8	-	13.7

表4 医師偏在指標

令和6年3月 秋田県医師確保計画(単位:人)

圏域	大館・鹿角	北秋田	能代・山本	秋田周辺	由利本荘・にかほ	大仙・仙北	横手	湯沢・雄勝	全圏域
指標	129.1	159.2	155.5	261.3	173.2	154.7	181.1	132.5	199.4
区域指定	医師少数	医師少数	医師少数	医師多数	医師少数	医師少数		医師少数	医師少数

※医師偏在指標 標準化医師数/地域の人口(10万人)×地域の標準化受療率

表5 市内における無医地区（市福祉総務課調べ）

地区名	区分	へき地診療所
田代	無医地区	なし
三ツ矢沢	無医地区	廃止

2 その対策

地域中核病院の医師確保対策への支援のほか、寄附講座の開設を継続するとともに、市内への医療機関開設補助等により、医師確保に取り組む。特に医療機関開設補助については新規開業だけでなく事業承継や設備機器更新も支援対象とすることで診療所の維持対策を強化する。

休日や夜間における診療体制の確保と、365日24時間無料で健康・医療等に関する電話相談ができる体制を維持し、市民の医療不安の軽減と医療機関の負担軽減を図る。医療受診機会を維持するため、遠隔診断や通院支援など、地域の医療環境の変化に対応して必要な医療サービスを受けられる環境を構築する。

【対策の目標】

評価指標	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)
市内の救急告示病院数	施設	1	1

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設			
	病院			
	診療所			
	患者輸送車 (艇)			
	その他			
	(2)特定診療科に係る診療施設			
	病院			
	診療所			
	巡回診療車 (船)			
	その他			

(3)過疎地域持続的発展特別事業			
自治体病院			
民間病院	<p>かづの厚生病院支援事業</p> <p>①事業の必要性 本市における医師充足率は低く、安全で安心な市民生活を確保する上で地域医療の確保は大きな課題である。</p> <p>②具体的な事業内容 地域の中核病院であるかづの厚生病院が、中核病院の機能維持のため医師確保対策に要した費用について支援する。</p> <p>③事業効果 中核病院への支援により医師が確保され、市民が安全に安心して医療サービスを受けることができる環境が確保されることから、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>	医療機関等	補助金
	<p>鹿角地域医療多職種連携推進学講座設置事業</p> <p>①事業の必要性 本市における医師充足率は低く、安全で安心な市民生活を確保する上で地域医療の確保は大きな課題である。</p> <p>②具体的な事業内容 地域の中核病院であるかづの厚生病院の派遣元である岩手医科大学に、地域医療連携に関する寄附講座を開設することで、講座の教員3人を配置し、かづの厚生病院の医師確保を図る。</p> <p>③事業効果 中核病院への支援により医師が確保され、市民が安全に安心して医療サービスを受けることができる環境が確保されることから、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>	医療機関等	補助金
その他			

	基金積立			
(4)その他	医師確保対策事業（ソフト）		市	
	テレフォン病院 24 事業（ソフト）		市	
	医療機関開設資金支援事業		医療機関等	補助金
	あんしん医療連携事業（ソフト）		市・医療機関	
	かづの地域医療推進事業（ソフト）		市・医療機関	
	医療 DX 推進事業（ソフト）		市・医療機関	
	二次医療圏受診支援事業（ソフト）		市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

医療の確保に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

第9 教育の振興

児童生徒の鹿角を愛する心と生きる力を育むため、地域と連携した特色ある教育活動を実施する。キャリア教育やふるさと教育を推進しながら、職業観や愛郷心の醸成に努めるとともに、質の高い教育環境の計画的な整備を図る。また、通学支援等様々な困難を抱えることへの支援を通じ、教育機会の確保に努める。

さらに、本市の未来を担う人材を育むため、高校教育との連携を図りながら、地域全体で魅力ある学びの場づくりを進める。併せて、域学連携による知の活用や若者議会、情報通信技術の活用等、新時代に即した学びの機会を創出し、主体的で有能な若者人材を育成する。

生涯学習の環境を整備し、学習を通じて高めた教養や技術を生かして、地域で活躍できる人材の育成を進める。

スポーツやレクリエーション活動を通じて、様々な世代や都市との交流を促進し、賑わいを創出するため、活動拠点となる施設の整備を行う。

1 現況と問題点

(1) 小・中学校の教育及び学習の振興、教育施設の整備等

令和7年4月1日現在の学校数は、統廃合を経て小学校6校、中学校4校となっている。すべての小中学校で、ふるさとキャリア教育を根幹に据えた学校経営や授業改善を推進しており、また、ICT機器の使用頻度においては国・県の平均を上回っており、児童生徒の情報活用能力の向上が図られている。

学校が地域社会や家庭とともに子どもたちを育むというビジョンのもとに、創意工夫と魅力あふれた特色のある教育活動を展開することが必要である。

しかし、急速な少子化の進行により学校の小規模化が進み、一定規模の集団を前提とした教育活動が成り立たなくなることが懸念されるうえ、子どもたちが望むスポーツや文化芸術活動に取り組むことができない状況が生じている。

学校施設の整備については、児童生徒の減少が今後も見込まれることから、学校規模の適正化を図りながら、老朽化の進む学校施設の計画的な改築、改修や通学対策を進める必要がある。

(2) 高校教育との連携

少子化に伴う生徒数減少により、令和6年に本市と小坂町の3高校が統合され、本市に県立鹿角高校が開校した。同校は、鹿角郡市地域唯一の高校として、地域と連携した学びや社会参画の機会を提供できる環境が整っており、市の未来を担う人材育成の場として地域にとって重要な教育資源となっている。このことから、義務教育だけでなく高校教育までを視野に入れ一貫した取組を進める必要がある。

一方で、統合後においても少子化の進行や進路希望の多様化により入学者数の減少が懸念されている。このため、市内外から選ばれる魅力ある高校づくりに地域一体となって取

り組む必要がある。

(3) 集会施設・図書館その他の社会教育施設等の整備等

学習文化の交流拠点である「文化の杜交流館コモッセ」には多世代の市民が集い、年間20万人以上に利用されているが、コロナ禍以前の利用水準には回復していない。図書館については、十和田図書館の改築を契機に図書館利用者が増加しており、今後、よりいっそうのレファレンスサービスの充実と施設の活用が求められる。

社会教育に求められる内容が高度化、多様化してきており、時代の変化に伴って生じる課題に対応したプログラムの開発と事業体制の整備が求められている。

市民がそれぞれの興味・関心に応じ、文化・芸術・スポーツ等の生涯学習活動に取り組めるよう、家庭や学校、地域、関係団体との緊密な連携や、施設の整備・適正配置による総合的支援体制の確立を図り、文化都市の形成を目指す必要がある。

2 その対策

(1) 小・中学校の教育及び学習の振興、教育施設の整備等

学校教育の充実と、関連する施策の総合的な推進を図るため、学校教育振興基本計画等に基づき、施設整備、学力向上、児童生徒の安全対策に関する取組を進める。活用が進んでいる ICT 機器については計画的な更新やネットワーク速度の改善等により ICT 環境のさらなる充実を図る。

児童生徒の個性や能力を伸ばし、家庭・地域社会と学校が連携して特色ある教育活動を展開する。部活動については、指導員やコーディネーターの配置等により部活動の地域クラブ活動への移行を段階的に進め、児童生徒のスポーツ・文化芸術部活動の最適化を図る。

通学対策については、引き続き、スクールバス運行や通学費補助等により、学校から遠距離にある児童生徒の通学を支援し、学校再編に伴う通学の経済的負担の軽減を図る。

(2) 高校教育との連携

地域と高校との連携・参画を強化し、市内外の生徒から選ばれる魅力ある高校づくりを進める。

生徒数の確保については、市内の中学生に鹿角高校への進学を促進するとともに、「地域みらい留学」に取り組むほか、併せて、市外出身生徒の受け入れに必要となる下宿等の住環境の整備や家賃支援等を行う。

(3) 集会施設・図書館その他の社会教育施設等の整備等

市民の学習意欲の高まりと多様化する志向に応え、学習・文化・芸術・スポーツ活動に取り組むことができる環境の整備に努める。図書館及び市民センター、社会教育施設が連携しながら事業展開し、自発的学習活動を促す。

各市民センター及び交流センターについては、地域づくり協議会等が実施する地域特性を生かした事業を充実させるとともに、各地域が抱える固有の課題に対応できる機能を併

せ持つ、より地域に密着した住民自治及び交流の拠点として定着を図る。

このほか、老朽化が進んでいる社会教育・体育施設については、計画的な改修・整備に努める。

【対策の目標】

評価指標	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	%	76.5 (R2-R6)	80.0
図書館利用者数	人	84,069	100,000
鹿角高校に進学した市内の中学生の割合	%	65.3	70.0

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連 施設			
	校舎			
	屋内運動場			
	屋外運動場			
	水泳プール			
	寄宿舎			
	教職員住宅			
	スクールバス・ボート	通学対策費（ソフト）	市	
	給食施設			
	その他	ICT活用教育事業（ソフト）	市	
	(2)幼稚園			
	(3)集会施設、体 育施設等			
	公民館			
	集会施設	交流センター大規模改修事業	市	
		十和田市民センター施設整備事業	市	
	体育施設			
図書館	図書館管理費（ソフト）	市		

その他			
(4)過疎地域持続的発展特別事業			
幼児教育			
義務教育			
高等学校			
生涯学習・スポーツ			
その他			
基金積立			
(5)その他	児童生徒学力向上対策事業（ソフト）	市	
	かづのこもれび教室運営事業（ソフト）	市	
	外国語活動充実事業（ソフト）	市	
	特別支援教育支援員配置事業（ソフト）	市	
	課題研究活性化事業（ソフト）	市	
	青少年健全育成事業（ソフト）	青少年育成 市民会議	補助金
	家庭教育推進事業（ソフト）	市	
	部活動地域展開推進事業（ソフト）	市・地域団体	
	ふるさと・キャリア教育推進事業（ソフト）	市	
	特色ある学校づくり推進事業（ソフト）	市	
	ふるさとかづの絆プラン事業（ソフト）	市	
	かづの未来アカデミー創造事業（ソフト）	市	
	地域学校協働活動推進事業（ソフト）	市	
	学校運営協議会事業（ソフト）	市	
	かづの未来の創り手育成事業（ソフト）	市・市民	
	鹿角高等学校魅力化推進事業(ソフト)	市・高校・ 小中学校等	
	地域みらい留学推進事業（ソフト）	市・高校	
	鹿角高等学校運動部魅力化事業（ソフト）	市・高校	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

学校教育系施設については、学校教育の推進を図るため、少子化による児童生徒の減少を見据えながら、統廃合や通学区域の見直しによる学校の適正規模・適正配置を進める。

また、児童生徒に安全で安心な教育環境を提供するとともに、災害時における地域の核施設としての機能確保を行うため、老朽化の進む施設の計画的な整備を進める。

第10 集落の整備

地域の持続的発展に欠かせない自治会など、さまざまな分野で地域に寄り添い、地域をけん引している人々と連携・協力・補完し合える環境を構築し、お互いの知恵と力を生かした地域づくりを推進する。自治会の基礎的な活動や活動拠点の整備に対し支援を行うとともに、集落支援員の配置等により集落の再生や地域づくりを担う地域人材等の積極的な育成・活用を進める。

1 現況と問題点

地域社会の要である自治会の加入率は、平成30年の77.3%から令和7年には73.5%に低下している。少子高齢化に伴い子ども会の減少や役員のみ手不足など、組織力が弱体化してきているため、地域活動の新たな担い手の発掘と、地域の様々な課題解決や活性化に向けた活動を促進しながら、自治会活動の活性化を図り、身近な地域で支え合えるコミュニティをつくる必要がある。

こうした状況に対応するため、小規模自治会に対して、集落支援員による地域課題解決のための支援を展開しているが、対象自治会以外からの支援要望も寄せられていることから、対象範囲の拡大の検討も必要である。

表6 自治会加入率の状況（市生活環境課調べ）（各年8月1日現在）

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
自治会数	189	188	188	187	187	187	188	188	188	188	188
加入率	79.3%	77.9%	77.4%	77.3%	76.5%	76.0%	75.9%	75.4%	74.8%	73.1%	73.5%
加入世帯数	10,511	10,267	10,163	10,089	9,906	9,789	9,724	9,519	9,399	9,123	9,079
	13,260	13,185	13,129	13,050	12,951	12,878	12,807	12,624	12,565	12,483	12,355

表7 集落の状況（市生活環境課調べ）（令和7年3月31日現在／単位：自治会）

区分	自治会数	限界集落 A	準限界集落 B	A+B C	Cのうち 50世帯未満の 小規模集落
八幡平	22	11	11	22	13
尾去沢	17	6	10	16	7
十和田	72	30	32	62	40
花輪	77	8	49	57	17
計	188	55	102	157	74

※住民基本台帳データに基づき集計。アパート等の自治会未加入世帯を含み、老人福祉施設等を除く。

2 その対策

集落支援員の配置を継続し、集落点検や小規模自治会の地域課題解決に向けた話し合いの開催などの取組を支援しつつ、ニーズに応じて支援対象範囲の拡大を検討する。

集落や市民団体が自主・自発的に行う公益的な活動への支援に加え、集落の運営にあたり、単一の集落では対応が難しい課題等については、周辺の複数集落のネットワーク化の推進により、機能補完に向けた取組を支援する。

集落におけるコミュニティ活動の拠点施設の建設や改修を支援するほか、集落のリーダーとなる人材の育成を行うとともに、地域づくり協議会と自治会との共動による地域づくり事業の実施を促進し、人口減少下においても地域づくり協議会の単位区域を範囲とする良好な集落ネットワークの形成、維持を目指す。

【対策の目標】

評価指標	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)
集落支援員活用自治会数の割合	%	55.9	87.0
地域の人材を活用した地域活性化事業（地域に活かそう市民のチカラ事業等）の参加者数	人	3,048	3,000

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
9 集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備				
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	集落整備			
		基金積立			
	(3)その他	市民センター管理費（地域づくり協議会体制強化）（ソフト）		市	
		自治会振興推進事業（ソフト）		市	
		自治会振興交付金（ソフト）		自治会	補助金
		自治会等コミュニティ活性化支援事業（ソフト）		自治会	補助金
		集落支援員活動事業（ソフト）		市	

		集落活動応援事業（ソフト）	自治会	補助金
		域学共創事業（ソフト）	市・大学等	補助金 （再掲）

4 公共施設等総合管理計画等との整合

老朽化している施設については、利用実態等を踏まえて、他の公共施設等の有効活用を検討するなど効率的な維持管理を進める。

第11 地域文化の振興等

本市の歴史文化を未来へつなぐため、文化財の適切な保存や担い手となる人材育成を進めるとともに、その価値を地域のにぎわいづくりや学びに活かす。また、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である特別史跡大湯環状列石を、「未来を支える遺産」として価値を高め、広く発信し、後世へ継承する取組を推進する。

1 現況と問題点

本市には、国、県、市あわせて77件の指定文化財が存在する。

なかでも、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である特別史跡大湯環状列石は、登録前と比較して見学者が増加しているが、訪日外国人観光客の動向に左右されず、地域の歴史・文化を最大限に活用した多面的な観光施策の展開が求められている。また、遺跡の環境保護や、訪れる見学者の利便性向上のため、老朽化しているガイダンス施設の整備、ツアー客などの受入体制の強化等が必要である。なお、世界遺産登録に伴い、遺跡に隣接する県道の将来的な移設が予定されており、遺跡環境の大幅な変化を見据えた整備が求められる。

このほか、本市にはふるさと学習の場や観光資源としても高い価値を有する文化遺産が多く存在するが、適切な保存管理に向けた指導や、幅広い年齢層から興味や関心を持ってもらうための工夫が必要である。

また、人口減少や高齢化に伴い、深刻な担い手不足が顕著化している無形民俗文化財を後世に伝えるため、担い手の育成・確保が重要である。

2 その対策

歴史文化遺産については、次世代への継承を促進するため、次代のニーズにマッチした計画的な環境整備とともにデジタル技術も活用しながら記録保存等を推進し、併せて、施設等の更なる充実を図り、価値と魅力を高め、広く発信することで地域振興や観光振興に活用する。

無形民俗文化財を末永く後世に伝えるため、担い手育成の取組を強化するとともに、保存団体等の規模と機能が維持されるよう、活動を支援する。

また、市民の文化芸術活動により、生きがいや心の豊かさを実感できる地域づくりを推進するため、文化の杜交流館コモッセを中心とした事業に取り組むとともに、市内の文化芸術団体等の活動を支援する。

【対策の目標】

評価指標	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)
大湯ストーンサークル館の年間来館者数	人	23,600	30,000
文化財への総アクセス数	人	—	6,500
無形民俗文化財の保存を担っている団体の構成員数	人	1,623	1,600
文化の杜交流館文化ホールの利用者数	人	24,650	25,000
市民センター新規サークル登録団体数 (累計)	団体	—	20

3 計画

事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
10 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等				
	地域文化振興施設	大湯環状列石環境整備事業	市	(再掲)	
	その他				
	(2)過疎地域持続的発展特別事業				
	地域文化振興施設				
	基金積立				
	(3)その他	文化の杜交流館事業 (ソフト)		市	
		文化財保存事業 (ソフト)		市・文化財保存団体	補助金
		無形民俗文化財担い手育成事業 (ソフト)		文化財保存団体等	補助金
		声良鶏保存奨励事業 (ソフト)		保存会	補助金
		花輪祭の屋台行事保存修理事業 (ソフト)		祭典委員会	補助金
		デジタルアーカイブ推進事業 (ソフト)		市	
	歴史民俗資料館管理費 (ソフト)		市		

	先人顕彰館管理費（ソフト）	市	
	大湯環状列石環境整備事業（ソフト）	市	（再掲）
	世界遺産・特別史跡活用事業（ソフト）	市	
	大湯環状列石調査研究事業（ソフト）	市	
	大湯環状列石教育・普及事業（ソフト）	市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

市民文化系施設については、老朽化している施設は、利用実態等を踏まえて他の公共施設等の有効活用を検討するなど効率的な維持管理を進める。

社会教育系施設については、施設の目的、用途を明確にしながら、利用実態等を踏まえて複合化・多機能化を図るとともに、指定管理者制度の導入を含め、専門知識を有する民間運営手法の導入を検討する。また、地域の特色を生かした魅力的な企画・展示を行い、入館者数の増加を図るとともに、季節条件や入館者数等を踏まえつつ、開館日や開館時間を調整するなど、施設の管理効率の向上を図る。

第12 再生可能エネルギーの利用の推進

地熱や水力、風力など電源資源が豊富な地域のポテンシャルを最大限に生かした再生可能エネルギーへの転換と省エネルギー化の推進により、ゼロカーボンシティの実現に取り組むとともに、脱炭素化を新たな投資や雇用の創出につなげる。

1 現況と問題点

本市は「鹿角市 2030 ゼロカーボンシティ宣言」をし、2030年までに地域の二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を目指している。

再生可能エネルギー電源が豊富な地域性を背景に、電力の地産地消を推進するため設立された地域新電力「かづのパワー」を活用した取組により、公共施設や事業所、家庭等での再生可能エネルギー由来地産電力の利用が進んでいるが、利用の拡大と継続が課題である。

また、ゼロカーボンシティの達成には市民の理解と行動が不可欠であるが、「ゼロカーボンシティ宣言」の認知度は約半数にとどまっており、地域全体へ浸透させる必要がある。

エネルギー関連産業は、再生可能エネルギーの導入拡大とGXの推進に加え、DXなどによる電力需要の増加により、さらなる市場拡大が見込まれるが、関連産業分野への参入に向けては専門知識などの習得とともに、発想の転換や実践が求められる。

2 その対策

再生可能エネルギー由来の地産電力を地域内外に供給するために不可欠である「かづのパワー」の事業安定化を支援し、再生可能エネルギーの利用と省エネルギー化をさらに促進するほか、市民の認知度を向上させるためメディアやイベントを通じた周知や優良企業表彰等による啓発活動を展開する。また、関連産業分野への参入に向け官民共同で必要な専門的知識や技能、資格を調査することにより、市内事業者の新分野参入に必要な育成を行う。

【対策の目標】

評価指標	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)
二酸化炭素実質排出量	t-CO ₂	20,754	0
2030 ゼロカーボンシティ宣言の認知度	%	47.1	60.0
脱炭素に取り組む企業（事業者）数（累計）	件	22	40

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
11 再生可能エネルギーの利用 の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設				
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業				
	再生可能エネルギー利用				
	基金積立				
	(3) その他	カーボンニュートラル推進 事業（ソフト）		市	
		再エネ導入事業（ソフト）		市	
		エネルギー利用効率化促進 事業（ソフト）		市	
		カーボンニュートラル啓発 事業（ソフト）		市	
		カーボンクレジット創出事 業（ソフト）		市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

遊休施設については、余剰スペースの活用や多用途への転換等による活用を進める。既存市有施設を含め、新規公共施設等についても、再生可能エネルギーの導入を検討する。

第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

国籍の違いにかかわらず、一人ひとりの個性が尊重され、地域の一員として活躍し、心豊かに暮らすことができる共生社会の実現を目指す。また、鹿角国際交流協会が取り組む人材育成事業、国際化推進事業など地域の国際化に資する活動を支援するとともに、姉妹都市等との交流により市民の国際理解の向上と国際的視野を持った人材の育成を推進する。

1 現況と問題点

高齢化や人口減少に伴う労働力不足により、改正入管法の施行以降、市内企業においても外国人材の登用が急激に増加しており、令和6年末時点の住民基本台帳による外国人住民人数は202人で、前年比64人の増となっている。今後も外国人住民の増加が見込まれており、外国人住民が安心して日常生活を送り、地域の構成員として活躍できるよう、言語や文化、習慣の違い等による生活上の不安などの課題を解消し、多文化共生社会の推進によって、受け入れ体制を整えることが必要である。

今後さらに求められる国際社会への対応力を強化するためには、地域に根差した国際交流協会の発展が不可欠である。また、国際交流を深める機会が拡大しており、グローバルな思考を持った人材の育成が求められている。

2 その対策

外国人住民を巻き込む活動を拡充することで、相互理解や地域活動への参画を促進し、外国人住民とのネットワークの構築を図る。また、鹿角国際交流協会の活動を支援するとともに、姉妹都市等との交流を推進することにより、市民の国際化に対する意識や相互理解を高め、国際化に対応しうる人・地域づくりを進める。

【対策の目標】

評価指標	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)
鹿角国際交流協会事業への参加者数	人	350	400

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	その他	かづの国際化推進事業（ソフト）	鹿角国際交流協会	負担金
		ショプロン市友好交流事業（ソフト）	市・鹿角国際交流協会	負担金

4 公共施設等総合管理計画等との整合

その他地域の持続的発展に関し必要な施設については、施設類型ごとの管理に関する方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住			
	地域間交流			
	人材育成			
	その他			
	基金積立			
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	<p>果樹産地強化事業</p> <p>①事業の必要性 桃・りんご・ぶどう等の果樹に取り組む農家の果樹生産量を増加させる必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 経営承継や栽培拡大に係る資機材購入経費に対して補助金を交付する。</p> <p>③事業効果 生産量の増加によって、高収益作物としての生産が拡大していくことから、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>	農業経営体	<p>補助金</p> <p>生産量の増加によって、高収益作物としての生産が拡大していくことから、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>
		<p>花き周年栽培支援事業</p> <p>①事業の必要性 花きの栽培・出荷に取り組む農業経営体の生産規模を拡大し、農業所得を向上させる必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 シンテッポウユリ、啓翁桜、コギク、トルコギキョウ等の新規、増反</p>	農業経営体	<p>補助金</p> <p>高収益作物の生産が拡大していくことから、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>

	<p>に係る取組に対して補助金を交付する。</p> <p>③事業効果 高収益作物の生産が拡大していくことから、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>		
	<p>かづの牛生産振興対策事業</p> <p>①事業の必要性 生産頭数と販売頭数を増加させる必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 繁殖雌牛の購入費用や繁殖雌子牛の自家保留等に対して補助金を交付する。</p> <p>③事業効果 生産頭数と販売頭数が増加し、ブランド畜産物の生産が拡大していくことから、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>	畜産団体・農業経営体	<p>補助金 生産頭数と販売頭数が増加し、ブランド畜産物の生産が拡大していくことから、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>
商工業・6次産業化			
情報通信産業			
観光	<p>観光アクセス充実対策事業（ソフト）</p> <p>①事業の必要性 本市へのアクセスと市内観光のための移動手段を維持・確保する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 鉄道・空港の利用促進と二次交通の確保、及び自家用有償旅客運送等市内観光のための移動手段を充実・維持する。</p> <p>③事業効果 本市へのアクセスや市内観光の利便性が向上し、観光客と観光消費額が増加することにより、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>	市	<p>補助金 市へのアクセスや市内観光の利便性が向上し、観光客と観光消費額が増加することにより、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>

	企業誘致			
	その他			
	基金積立			
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化			
	デジタル技術活用			
	その他			
	基金積立			
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通			
	交通施設維持	<p>道路舗装長寿命化対策事業</p> <p>①事業の必要性 災害に強いライフラインとして安心して使用できるようにする必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 1級幹線市道である花輪小坂線の舗装補修工事を実施する。</p> <p>③事業効果 道路舗装補修による長寿命化で、道路施設を使用する市民等の安全が確保され、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>	市	道路舗装補修による長寿命化で、道路施設を使用する市民等の安全が確保され、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。
	<p>橋りょう長寿命化対策事業</p> <p>①事業の必要性 災害に強いライフラインとして安心して使用できるようにする必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 鹿角市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの延命化と架替等補修工事を実施する。</p>	市	橋りょうの長寿命化等により、橋りょうを使用する市民等の安全が確保され、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。	

		<p>③事業効果</p> <p>橋りょうの長寿命化等により、橋りょうを使用する市民等の安全が確保され、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>		
	その他			
	基金積立			
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
	生活			
	環境	<p>危険老朽空き家除却支援事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>空き家は景観を阻害するばかりではなく、近隣住民に危険や被害を及ぼすなど様々な問題を引き起こす要因となっている。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>危険老朽空き家の調査を行うとともに、除却費用の一部を補助する。</p> <p>③事業効果</p> <p>集落内の危険な建物がなくなり、安全に安心して生活できる環境が確保されることから、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>	空き家所有者	<p>補助金</p> <p>集落内の危険な建物がなくなり、安全に安心して生活できる環境が確保されることから、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>
	危険施設撤去			
	防災・防犯			
	その他			
	基金積立	<p>公共施設解体基金積立金</p> <p>①事業の必要性</p> <p>老朽化した危険な施設を解体することで、安全に安心して生活できる環境の確保と効率的な行政運営を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>鹿角市公共施設等総合管理計画に基づき、対象施設を解体するため</p>	市	<p>財政負担の軽減・平準化を図り、倒壊事故等の恐れがある等、危険な状態にある老朽化不要公共施設を解体・撤去することで、市民が安</p>

		<p>の基金積立を行う。</p> <p>③事業効果</p> <p>財政負担の軽減・平準化を図り、倒壊事故等の恐れがある等、危険な状態にある老朽化不要公共施設を解体・撤去することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られ、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>		<p>全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られ、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上	(8)過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉			
	高齢者・障害者福祉	<p>高齢者等住宅除排雪支援事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>高齢化の進行により、自力で除排雪することが困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加してきていることから、高齢者が冬期間も安全に安心して生活できるよう地域で支援していく必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>高齢者世帯等に対し、雪下ろしや除排雪に係る費用を支援する。</p> <p>③事業効果</p> <p>高齢者世帯等の冬期間の生活における安全の確保と不安解消が図られ、住み慣れた地域で生活を送ることができることから、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>	ひとり暮らし高齢者等	<p>補助金</p> <p>高齢者世帯等の冬期間の生活における安全の確保と不安解消が図られ、住み慣れた地域で生活を送ることができることから、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>
	健康づくり			
	その他			
基金積立				
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業			

	自治体病院			
	民間病院	<p>かづの厚生病院支援事業</p> <p>①事業の必要性 本市における医師充足率は低く、安全で安心な市民生活を確保する上で地域医療の確保は大きな課題である。</p> <p>②具体的な事業内容 地域の中核病院であるかづの厚生病院が、中核病院の機能維持のため医師確保対策に要した費用について支援する。</p> <p>③事業効果 中核病院への支援により医師が確保され、市民が安全に安心して医療サービスを受けることができる環境が確保されることから、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。</p>	医療機関等	補助金 中核病院への支援により医師が確保され、市民が安全に安心して医療サービスを受けることができる環境が確保されることから、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。
		<p>鹿角地域医療多職種連携推進学講座設置事業</p> <p>①事業の必要性 本市における医師充足率は低く、安全で安心な市民生活を確保する上で地域医療の確保は大きな課題である。</p> <p>②具体的な事業内容 地域の中核病院であるかづの厚生病院の派遣元である岩手医科大学に、地域医療連携に関する寄附講座を開設することで、講座の教員3人を配置し、かづの厚生病院の医師確保を図る。</p> <p>③事業効果 中核病院への支援により医師が確保され、市民が安全に安心して医療サービスを受けることができる</p>	医療機関等	補助金 中核病院への支援により医師が確保され、市民が安全に安心して医療サービスを受けることができる環境が確保されることから、将来にわたり地域の持続的発展が図られる。

		環境が確保されることから、将来に わたり地域の持続的発展が図られ る。		
		その他		
		基金積立		
8 教育の振興	(4)過疎地域持続 的発展特別事業			
	幼児教育			
	義務教育			
	高等学校			
	生涯学習・スポ ーツ			
	その他			
	基金積立			
9 集落の整備	(2)過疎地域持続 的発展特別事業			
	集落整備			
	基金積立			
10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持 続的発展特別事 業			
	地域文化振興 施設			
	基金積立			
11 再生可能エ ネルギーの利用 の推進	(2) 過疎地域持 続的発展特別事 業			
	再生可能エネ ルギー利用			
	基金積立			